

(ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置)

第二十八条 次の表の上欄に掲げる自動車については、細目告示の規定のうち同表の下欄に掲げる規定は、適用しない。

自動車	条項
<p>一 昭和四十五年十二月三十一日以前に製作された自動車（同年九月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた型式認定自動車（軽自動車に限る。）を除く。）</p>	<p>細目告示第四十一条第三項、第百十九条第三項及び第百九十七条第三項</p>
<p>二 昭和四十八年三月三十一日以前に製作された自動車（昭和四十七年七月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び同日以降に認定を受けた型式認定自動車（軽自動車に限る。）を除く。）</p>	<p>細目告示第四十一条第四項、第百十九条第四項及び第百九十七条第四項</p>
<p>三 昭和五十年三月三十一日以前に製作された自動車（昭和四十九年九月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び細目告示第五条第九号に規定する一酸化炭素等発散防止装置指定自動車（以下、単に「一酸化炭素等発散防止装置指定自動車」という。）並びに旧規則第六十二条の四第一項の規定によりその型式について認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置を備えた自動車（以下「一酸化炭素等発散防止装置認定自動車」という。）を除く。）</p>	<p>細目告示第四十一条第一項第五号から第八号まで及び第二項、第百十九条第一項第三号及び第四号並びに第二項並びに第百九十七条第二項</p>
<p>四 次に掲げる二輪自動車 イ 軽自動車であって、平成十一年八月三十一日（輸入された自動車にあつては、平成十二年三月三十一日）以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であつて、平成十年十月一日以降に、認定を受けた型式認定自動車を除く。） ロ 小型自動車であつて、平成十二年八月三十一日（輸入された自動車にあつては、平成十三年三月三十一日）以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であつて、平成十一年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車を除く。）</p>	<p>細目告示第四十一条第一項第十七号から第十九号まで、第二項及び第三項、第百十九条第一項第九号及び第十号、第二項並びに第三項並びに第百九十七条第一項第一号、第二項及び第三項</p>
<p>五 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車であつて次に掲げるもの イ 平成十四年八月三十一日（輸入された自動車以外の自動車であつて、平成十二年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）以前に製作された細目告示第四十一条第一項第三号の表のイ及びロ及び同項第四号の表のイ及びロに掲げる自動車 ロ 平成十五年八月三十一日（輸入された自動車以外の自動車であつて、平成十三年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）以前に製作された細目告示第四十一条第一項第三号の表のハ</p>	<p>細目告示第四十一条第二項第四号、第百十九条第二項第四号及び第百九十七条第二項第四号</p>

及び同項第四号の表のハに掲げる自動車並びに同条第一項第一号及び第二号の自動車（二輪自動車を除く。）

ハ 平成十五年八月三十一日（輸入された自動車以外の自動車であって、平成十四年十月一日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）以前に制作された細目告示第四十一条第一項第三号の表のニ及び同項第四号の表のニに掲げる自動車

六 軽油を燃料とする自動車であって平成十六年八月三十一日以前に製作された細目告示第四十一条第一項第七号及び第八号並びに第五号及び第六号（車両総重量十二トン以下のものに限る。以下この号において同じ。）に掲げる自動車（輸入された自動車以外の自動車であって、平成十四年十月一日（同項第七号の表のニ及び第八号の表のニ並びに第五号及び第六号に掲げる自動車にあつては平成十五年十月一日）以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）並びに平成十七年八月三十一日以前に製作された細目告示第四十一条第一項第五号及び第六号（車両総重量十二トンを超えるのものに限る。）に掲げる自動車（輸入された自動車以外の自動車であって、平成十六年十月一日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）

七 軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて平成十六年八月三十一日以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であつて平成十五年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式認定自動車を除く。）

八 軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて次に掲げるもの

イ 平成二十年八月三十一日以前に製作された定格出力が19kW以上37kW未満である原動機を備えた自動車（輸入された自動車以外の自動車であつて平成十九年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式認定自動車並びに平成十九年九月三十日以前に道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成十七年国土交通省告示第千四百号）による改正後の細目告示第四十一条の基準（以下この表において「平成十八年基準」という。）に適合するものとして、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式認定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）

細目告示第四十一条第二項第二号から第四号まで及び第三項、第百十九条第二項第二号から第四号まで及び第三項並びに第百九十七条第二項第二号から第四号まで及び第三項

細目告示第四十一条第一項第十五号、第十六号、第二十号及び第二十一号並びに第二項、第百十九条第一項第八号、第十一号及び第十二号並びに第二項並びに第百九十七条第一項第二号及び第二項

細目告示第四十一条第一項第二十一号（細目告示第五条第四号、第五号、第七号及び第九号に掲げる場合を除く。）、第百十九条第一項第十二号及び第百九十七条第一項第二号

ロ 平成二十一年八月三十一日以前に製作された定格出力が37kW以上56kW未満である原動機を備えた自動車（輸入された自動車以外の自動車であって平成二十年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式認定自動車並びに平成二十年九月三十日以前に平成十八年基準に適合するものとして、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式認定自動車を除く。）

ハ 平成二十二年八月三十一日以前に製作された定格出力が56kW以上75kW未満である原動機を備えた自動車（輸入された自動車以外の自動車であって平成二十年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式認定自動車並びに平成二十年九月三十日以前に平成十八年基準に適合するものとして、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式認定自動車を除く。）

ニ 平成二十年八月三十一日以前に製作された定格出力が75kW以上130kW未満である原動機を備えた自動車（輸入された自動車以外の自動車であって平成十九年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式認定自動車並びに平成十九年九月三十日以前に平成十八年基準に適合するものとして、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式認定自動車を除く。）

ホ 平成二十年八月三十一日以前に製作された定格出力が130kW以上560kW未満である原動機を備えた自動車（輸入された自動車以外の自動車であって平成十八年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式認定自動車並びに平成十八年九月三十日以前に平成十八年基準に適合するものとして、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式認定自動車を除く。）

九 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であって平成二十年八月三十一日以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって平成十九年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式認定自動車並びに平成十九年九月三十日以前に平成十八年基準に適合するものとして、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式認定自動車を除く。）

細目告示第四十一条第一項第十三号、第十四号及び第十九号並びに第二項、第一百九条第一項第七号及び第十号並びに第二項並びに第一百九十七条第一項第一号並びに第二項

十 平成十八年九月三十日以前に製作されたガソリン、液化石油

細目告示第一百九条第一

ガス又は軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車（型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車及び国土交通大臣が指定する自動車を除く。）のうち、車両総重量二・五トン（ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車であって平成十五年九月一日以降に製作されたものにあつては車両総重量三・五トン）を超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のものを除く。）

項第一号及び第三号並びに第二項

十一 昭和四十六年十二月三十一日以前に製作された自動車

細目告示第四十一条第六項第一号、第百十九条第六項第一号及び第百九十七条第六項第一号中「又は右向き」の規定

- 2 昭和四十八年十一月三十日以前に製作された普通自動車及び小型自動車（昭和四十八年四月一日以降に指定を受けた型式指定自動車を除く。）については、細目告示第四十一条第一項第一号から第四号まで及び第二項の規定にかかわらず、法第七十五条第四項の検査の際、積車状態で次の表の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素の容量比で表した測定値にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値が、ガソリンを燃料とする自動車にあつては二・五パーセント、液化石油ガスを燃料とするものにあつては、一・五パーセント以下であればよい。

運 転 条 件	係 数
原動機を無負荷運転している状態	〇・一一
発進から速度四十キロメートル毎時に至る加速状態	〇・三五
速度四十キロメートル毎時における定速状態	〇・五二
速度四十キロメートル毎時から停止に至る減速状態	〇・〇二

- 3 昭和四十八年十一月三十日以前に製作された軽自動車（昭和四十八年四月一日以降に道路運送車両法の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第六十二号）附則第二条第五項の規定により指定を受けたもの、指定を受けた型式指定自動車及び施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けたものを除く。）については、細目告示第四十一条第一項第三号及び第四号並びに第二項の規定にかかわらず、型式指定自動車にあつては法第七十五条第四項の検査、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車にあつては施行規則第六十三条の検査（以下「完成検査等」という。）の際、積車状態で前項の表の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素の容量比で表した測定値にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値が三・〇パーセント以下であればよい。
- 4 昭和五十年十一月三十日（二サイクルの原動機を有する軽自動車（専ら乗用の用に供するものに限る。）及び輸入された自動車にあつては、昭和五十一年三月三十一日）以前に製作された自動車であつて第一表の自動車の種別の欄に掲げるもの（第二項及び第三項の自動車並びに昭和五十年四月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第四十一条第一項第三号及び第四号並びに第二項の規定にかかわらず、完成検査等の際、三十八キロメートル毎時以上四十二キロメートル毎時以下の範囲内の速度で十五分間以上運転を行つた当該自動車を空車状態とし、これに二人の人員（人員一人の重量は、五十五キログラムとする。）が乗車し、又は百十キログラムの物品が積載された状態で、第二表に掲げる運転条件で運行する場合（以下単に「十モード法により運行する場合」という。）に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の走行距離一キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素にあつては、炭素数当量による容量

道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示【2009.07.30】第28条比で表した値をグラムに換算した値）がそれぞれ第一表の一酸化炭素の欄、炭化水素の欄又は窒素酸化物の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

第一表

自動車の種別		一酸化炭素	炭化水素	窒素酸化物
普通自動車又は小型自動車（二輪自動車を除く。）であって、車両総重量が二・五トン以下のもの及び専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの並びに軽自動車（二輪自動車及び二サイクルの原動機を有するものを除く。）	ガソリンを燃料とするもの	二十六・〇	三・八〇	三・〇〇
	液化石油ガスを燃料とするもの	十八・〇	三・二〇	三・〇〇
二サイクルの原動機を有する軽自動車（二輪自動車を除く。）	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とするもの	二十六・〇	二十二・五	〇・五〇

第二表

運転条件		時間(秒)
状態		
原動機を無負荷運転している状態		二十
発進から速度二十キロメートル毎時に至る加速走行状態		七
速度二十キロメートル毎時における定速走行状態		十五
速度二十キロメートル毎時から停止に至る減速走行状態		七
原動機を無負荷運転している状態		十六
発進から速度四十キロメートル毎時に至る加速走行状態		十四
速度四十キロメートル毎時における定速走行状態		十五
速度四十キロメートル毎時から速度二十キロメートル毎時に至る減速走行状態		十
速度二十キロメートル毎時における定速走行状態		二
速度二十キロメートル毎時から速度四十キロメートル毎時に至る加速走行状態		十二
速度四十キロメートル毎時から停止に至る減速走行状態		十七

5 昭和五十二年九月三十日以前に製作された二サイクルの原動機を有する軽自動車（専ら乗用の用に供するものであって、第三項及び第四項の規定の適用を受けるもの以外のものに限る。）については、細目告示第四十一条第一項第三号及び第四号並びに第二項並びに第百十九条第一項第二号及び第二項の規定にかかわらず、新規検査及び予備検査（以下「新規検査等」という。）の際、次の基準に適合するものであればよい。

一 当該自動車を十モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の走行距離一キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）が、一酸化炭素にあつては二・七〇、炭化水素にあつては五・六〇、窒素酸化物にあつては〇・五〇を超えないものであること。

二 当該自動車を道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成十八年国土交通省告示第千二百六十八号。以下「平成十八年改正告示」という。）による改正前の細目告示別添四十二「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定する十一モード法（以下単に「十一モード法」という。）により運行する場合に発生し、当該排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の排出量をグラムで表した値（炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）が、一酸化炭素にあつては八十五・〇、炭化水素にあつては三十三・〇、窒素酸化物にあつては六・〇〇を超えないものであること。

道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示【2009.07.30】第28条こと。

- 三 前二号の基準に適合させるために当該自動車に備える一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物を減少させる装置が、細目告示第四十一条第二項第一号から第三号まで及び第百十九条第二項第一号から第三号までに掲げる基準に適合したものであること。
- 6 細目告示第四十一条第一項第四号の表のイに掲げる自動車（二サイクルの原動機を有する軽自動車を除く。）であって昭和五十二年二月二十八日（輸入された自動車にあつては、昭和五十三年二月二十八日）以前に製作されたもの（第二項から第四項までの自動車並びに昭和五十一年四月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）については、同条第一項第三号及び第四号並びに第二項並びに第百十九条第一項第二号及び第二項の規定にかかわらず、新規検査等の際、次の基準に適合するものであればよい。
- 一 当該自動車を十モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の走行距離一キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）が、一酸化炭素にあつては二・七〇、炭化水素にあつては〇・三九、窒素酸化物にあつては一・六〇を超えないものであること。
- 二 当該自動車を十一モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の排出量をグラムで表した値（炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）が、一酸化炭素にあつては八五・〇、炭化水素にあつては九・五〇、窒素酸化物にあつては十一・〇を超えないものであること。
- 三 前二号の基準に適合させるために当該自動車に備える一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物を減少させる装置が、細目告示第四十一条第二項第一号から第三号まで及び第百十九条第二項第一号から第三号までに掲げる基準に適合したものであること。
- 7 第一表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であって昭和五十三年三月三十一日以前に製作されたもの（第二項の自動車並びに昭和五十二年八月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第四十一条第一項第一号から第四号まで及び第二項の規定にかかわらず、完成検査等の際、第二表の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の容量比（炭化水素にあつては、ノルマルヘキサン当量による容量比）で表した測定値にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値がそれぞれ第一表の一酸化炭素の欄、炭化水素の欄又は窒素酸化物の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

第一表

自動車の種別		一酸化炭素	炭化水素	窒素酸化物
普通自動車又は小型自動車（二輪自動車を除く。）であつて車両総重量が二・五トンを超えるもの	ガソリンを燃料とするもの	百分の一・六	百万分の五百二十	百万分の二千二百
	液化石油ガスを燃料とするもの	百分の一・一	百万分の四百四十	百万分の二千二百

第二表

運転条件	係数
原動機を無負荷運転している状態	〇・一二五
原動機を毎分二千回転で運転している状態（この場合における吸気マニホールド内の負圧（大気圧よりも小さい圧力である場合における大気圧との圧力差をいう。以下この表において同じ。）は、十六・七キロパスカルとする。）	〇・一一四
原動機を毎分三千回転で運転している状態（この場合における吸気マニホールド内の負圧は、十六・七キロパスカルとする。）	〇・二七七

原動機を毎分三千回転で運転している状態（この場合における吸気マニホールド内の負圧は、二十六・七キロパスカルとする。）	〇・二五四
原動機を毎分二千回転で運転している状態（この場合における吸気マニホールド内の負圧は、五十六・〇キロパスカルとする。）	〇・一三九
原動機を毎分二千回転で運転している状態（この場合における吸気マニホールド内の負圧は、五十六・〇キロパスカルとする。）から、気化器の絞り弁を全閉にして毎分千回転に減速運転している状態（この場合において、原動機の回転数を毎分二千回転から毎分千回転に減速するのに要する時間は十秒間とする。）	〇・〇九一

- 8 軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であって昭和五十三年三月三十一日以前に製作されたもの（第一項の表の第三号に掲げる自動車並びに昭和五十二年八月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第四十一条第一項第五号から第八号まで及び第二項の規定にかかわらず、完成検査等の際、次の表の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の容量比（炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比）で表した測定値にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値が、一酸化炭素にあつては百万分の九百八十、炭化水素にあつては百万分の六百七十、窒素酸化物にあつては百万分の五百九十（直接噴射式の前動機を有する自動車にあつては、百万分の千）を超えないものであればよい。

運転条件	係数
原動機を無負荷運転している状態	〇・三五五
原動機を最高出力時の回転数の四十パーセントの回転数で全負荷運転している状態	〇・〇七一
原動機を最高出力時の回転数の四十パーセントの回転数でその負荷を全負荷の二十五パーセントにして運転している状態	〇・〇五九
原動機を最高出力時の回転数の六十パーセントの回転数で全負荷運転している状態	〇・一〇七
原動機を最高出力時の回転数の六十パーセントの回転数でその負荷を全負荷の二十五パーセントにして運転している状態	〇・一二二
原動機を最高出力時の回転数の八十パーセントの回転数でその負荷を全負荷の七十五パーセントにして運転している状態	〇・二八六

- 9 細目告示第四十一条第一項第三号の表のイ、同項第四号の表のイ及び第百十九条第一項第二号の表のイに掲げる自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通自動車及び小型自動車（二輪自動車を除く。）並びに専ら乗用の用に供する軽自動車（二輪自動車を除く。）に限る。）であつて昭和五十四年二月二十八日（輸入された自動車にあつては、昭和五十六年三月三十一日）以前に製作されたもの（第二項から第六項までの自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて、昭和五十三年四月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第四十一条第一項第三号及び第四号並びに第二項並びに第百十九条第一項第二号及び第二項の規定にかかわらず、新規検査等の際、次の基準に適合するものであればよい。

- 一 当該自動車を十モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の走行距離一キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）が、一酸化炭素にあつては二・七〇、炭化水素にあつては〇・三九、窒素酸化物にあつては〇・八四（二サイクルの前動機を有する軽自動車にあつては〇・五〇、四サイクルの前動機を有

道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示【2009.07.30】第28条
する軽自動車並びに等価慣性重量が一トンを超える普通自動車及び小型自動車にあつては一・二〇)を超えないものであること。

- 二 当該自動車を十一モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の排出量をグラムで表した値（炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）が、一酸化炭素にあつては八十五・〇、炭化水素にあつては九・五〇、窒素酸化物にあつては八・〇〇（二サイクルの原動機を有する軽自動車にあつては六・〇〇、四サイクルの原動機を有する軽自動車並びに等価慣性重量が一トンを超える普通自動車及び小型自動車にあつては九・〇〇）を超えないものであること。
 - 三 前二号の基準に適合させるために当該自動車に備える一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物を減少させる装置が、細目告示第四十一条第二項第一号から第三号まで及び第百十九条第二項第一号から第三号までに掲げる基準に適合したものであること。
- 10 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が二・五トン以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通自動車及び小型自動車（二輪自動車を除く。）並びに専ら乗用の用に供する軽自動車（二輪自動車を除く。）を除く。）であつて昭和五十四年十一月三十日（輸入された自動車にあつては、昭和五十六年三月三十一日）以前に製作されたもの（第二項から第四項までの自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて、昭和五十四年一月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第四十一条第一項第三号及び第四号並びに第二項並びに第百十九条第一項第二号及び第二項の規定にかかわらず、新規検査等の際、次の基準に適合するものであればよい。
- 一 当該自動車を十モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の走行距離一キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）が、一酸化炭素にあつては十七・〇、炭化水素にあつては二・七〇（二サイクルの原動機を有する軽自動車にあつては、十五・〇）、窒素酸化物にあつては二・三〇（二サイクルの原動機を有する軽自動車にあつては、〇・五〇）を超えないものであること。
 - 二 当該自動車を十一モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の排出量をグラムで表した値（炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）が、一酸化炭素にあつては百三十、炭化水素にあつては十七・〇（二サイクルの原動機を有する軽自動車にあつては、七十・〇）、窒素酸化物にあつては二十・〇（二サイクルの原動機を有する軽自動車にあつては、四・〇〇）を超えないものであること。
 - 三 前二号の基準に適合させるために当該自動車に備える一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物を減少させる装置が、細目告示第四十一条第二項第一号から第三号まで及び第百十九条第二項第一号から第三号までに掲げる基準に適合したものであること。
- 11 次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であつて昭和五十四年十一月三十日（輸入された自動車にあつては、昭和五十六年三月三十一日）以前に製作されたもの（第二項及び第七項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて、昭和五十四年一月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）については細目告示第四十一条第一項第一号から第四号まで及び第二項の規定にかかわらず、完成検査等の際、第七項の第二表の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の容量比（炭化水素にあつては、ノルマルヘキサン当量による容量比）で表した測定値にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値がそれぞれ次の表の一酸化炭素の欄、炭化水素の欄又は窒素酸化物の欄に掲げる値を超えないも

道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示【2009.07.30】第28条の
 のであればよい。

自動車の種別		一酸化炭素	炭化水素	窒素酸化物
普通自動車又は小型自動車（専ら乗用の用に供するもの及び二輪自動車を除く。）であって車両総重量が二・五トンを超えるもの	ガソリンを燃料とするもの	百分の一・六	百万分の五百二十	百万分の千八百五十
	液化石油ガスを燃料とするもの	百分の一・一	百万分の四百四十	百万分の千八百五十

12 軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であって昭和五十五年二月二十九日（輸入された自動車にあっては、昭和五十六年三月三十一日）以前に製作されたもの（第一項第三号及び第八項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であって、昭和五十四年四月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第四十一条第一項第五号から第八号まで及び第二項の規定にかかわらず、完成検査等の際、第八項の表の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の容量比（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比）で表した測定値にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値が、一酸化炭素にあっては百万分の九百八十、炭化水素にあっては百万分の六百七十、窒素酸化物にあっては百万分の五百（直接噴射式の原動機を有する自動車にあっては、百万分の八百五十）を超えないものであればよい。

13 細目告示第四十一条第一項第三号の表のロ及び同項第四号の表のロに掲げる自動車であって昭和五十六年十一月三十日（輸入された自動車にあっては、昭和五十八年三月三十一日）以前に製作されたもの（第二項、第四項及び第十項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であって、昭和五十六年一月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）については、同条第一項第三号及び第四号並びに第二項並びに第百十九条第一項第二号及び第二項の規定にかかわらず、新規検査等の際、次の基準に適合するものであればよい。

- 一 当該自動車を十モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の走行距離一キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）が、一酸化炭素にあっては十七・〇、炭化水素にあっては二・七〇、窒素酸化物にあっては一・四〇を超えないものであること。
- 二 当該自動車を十一モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）が、一酸化炭素にあっては百三十、炭化水素にあっては十七・〇、窒素酸化物にあっては十・〇を超えないものであること。
- 三 前二号の基準に適合させるために当該自動車に備える一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物を減少させる装置が、細目告示第四十一条第二項第一号から第三号まで及び第百十九条第二項第一号から第三号までに掲げる基準に適合したものであること。

14 細目告示第四十一条第一項第三号の表のハ及び同項第四号の表のハに掲げる自動車（車両総重量が二・五トン以下のものに限る。）であって昭和五十七年十月三十一日（輸入された自動車にあっては、昭和五十九年三月三十一日）以前に製作されたもの（第二項、第四項及び第十項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であって、昭和五十六年十二月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）については、同条第一項第三号及び第四号並びに第二項並びに第百十九条第一項第二号及び第二項の規定にかかわらず、新規検査等の際、次の基準に適合するものであればよい。

- 一 当該自動車を十モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物

道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示【2009.07.30】第28条に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の走行距離一キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）が、一酸化炭素にあつては十七・〇、炭化水素にあつては二・七〇、窒素酸化物にあつては一・六〇を超えないものであること。

二 当該自動車を十一モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の排出量をグラムで表した値（炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）が、一酸化炭素にあつては百三十、炭化水素にあつては十七・〇、窒素酸化物にあつては十一・〇を超えないものであること。

三 前二号の基準に適合させるために当該自動車に備える一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物を減少させる装置が、細目告示第四十一条第二項第一号から第三号まで及び第百十九条第二項第一号から第三号までに掲げる基準に適合したものであること。

15 細目告示第四十一条第一項第三号の表のニ及び同項第四号の表のニに掲げる自動車であつて昭和五十七年十一月三十日（輸入された自動車にあつては、昭和五十九年三月三十一日）以前に製作されたもの（第三項及び第四項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて、昭和五十七年一月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）については、同条第一項第三号及び第四号並びに第二項並びに第百十九条第一項第二号及び第二項規定にかかわらず、新規検査等の際、次の基準に適合するものであればよい。

一 当該自動車を十モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の走行距離一キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）が、一酸化炭素にあつては十七・〇、炭化水素にあつては二・七〇（二サイクルの原動機を有する軽自動車にあつては、十五・〇）、窒素酸化物にあつては一・六〇（二サイクルの原動機を有する軽自動車にあつては、〇・五〇）を超えないものであること。

二 当該自動車を十一モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の排出量をグラムで表した値（炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）が、一酸化炭素にあつては百三十、炭化水素にあつては十七・〇（二サイクルの原動機を有する軽自動車にあつては、七十・〇）、窒素酸化物にあつては十一・〇（二サイクルの原動機を有する軽自動車にあつては、四・〇〇）を超えないものであること。

三 前二号の基準に適合させるために当該自動車に備える一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物を減少させる装置が、細目告示第四十一条第二項第一号から第三号まで及び第百十九条第二項第一号から第三号までに掲げる基準に適合したものであること。

16 次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であつて昭和五十七年十一月三十日（輸入された自動車にあつては、昭和五十九年三月三十一日）以前に製作されたもの（第二項、第七項及び第十一項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて、昭和五十七年一月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第四十一条第一項第一号から第四号まで及び第二項の規定にかかわらず、完成検査等の際、第七項の第二表の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の容量比（炭化水素にあつては、ノルマルヘキサン当量による容量比）で表した測定値にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値がそれぞれ次の表の一酸化炭素の欄、炭化水素の欄又は窒素酸化物の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

自動車の種別	一酸化炭素	炭化水素	窒素酸化物
普通自動車又は小型自動車（専ら乗 ガソリンを燃料	百分の一・	百万分の五	百万分の千

用の用に供するもの及び二輪自動車 を除く。) であって車両総重量が二 ・五トンを超えるもの	とするもの	六	百二十	三百九十
	液化石油ガスを 燃料とするもの	百分の一・ 一	百万分の四 百四十	百万分の千 三百九十

- 17 軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であって昭和五十八年八月三十一日（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の自動車であって輸入された自動車以外のものにあつては昭和五十七年十一月三十日、輸入された自動車にあつては昭和五十九年三月三十一日）以前に製作されたもの（第一項の表の第三号に掲げる自動車、第八項及び第十二項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて、昭和五十七年十月一日（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の自動車にあつては、昭和五十七年一月一日）以降に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第四十一条第一項第五号から第八号まで及び第二項の規定にかかわらず、完成検査等の際、第八項の表の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の容量比（炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比）で表した測定値にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値が、一酸化炭素にあつては百万分の九百八十、炭化水素にあつては百万分の六百七十、窒素酸化物にあつては百万分の四百五十（直接噴射式の原動機を有する自動車にあつては、百万分の七百）を超えないものであればよい。
- 18 軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であって昭和五十九年六月三十日（輸入された自動車にあつては、昭和六十年三月三十一日）以前に製作されたもの（第一項の表の第三号に掲げる自動車、第八項、第十二項及び第十七項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて、昭和五十八年八月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第四十一条第一項第五号から第八号まで及び第二項の規定にかかわらず、完成検査等の際、第八項の表の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の容量比（炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比）で表した測定値にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値が、一酸化炭素にあつては百万分の九百八十、炭化水素にあつては百万分の六百七十、窒素酸化物にあつては百万分の三百九十（直接噴射式の原動機を有する自動車にあつては、百万分の七百）を超えないものであればよい。
- 19 軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通自動車及び小型自動車（手動式の変速装置を備えたものに限る。）であつて昭和六十二年八月三十一日（輸入された自動車にあつては、昭和六十三年三月三十一日）以前に製作されたもの（第一項の表の第三号に掲げる自動車、第八項、第十二項、第十七項及び第十八項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて、昭和六十一年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第四十一条第一項第七号及び第八号並びに第二項の規定にかかわらず、完成検査等の際、第八項の表の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の容量比（炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比）で表した測定値にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値が、一酸化炭素にあつては百万分の九百八十、炭化水素にあつては百万分の六百七十、窒素酸化物にあつては百万分の三百九十（直接噴射式の原動機を有する自動車にあつては、百万分の六百十）を超えないものであればよい。
- 20 軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通自動車及び小型自動車（手動式の変速装置を備えたものを除く。）であつて昭和六十三年八月三十一日（輸入された自動車にあつては、平成元年三月三十一日）以前に製作されたもの（第一項の表の第三号に掲げる自動車、第八項、第十二項、第十七項及び第十八項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて、昭和六十二年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止

道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示【2009.07.30】第28条装置認定自動車を除く。）については、細目告示第四十一条第一項第七号及び第八号並びに第二項の規定にかかわらず、完成検査等の際、第八項の表の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の容量比（炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比）で表した測定値にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した額が、一酸化炭素にあつては百万分の九百八十、炭化水素にあつては百万分の六百七十、窒素酸化物にあつては百万分の三百九十（直接噴射式の原動機を有する自動車にあつては、百万分の六百十）を超えないものであればよい。

21 細目告示第四十一条第一項第三号の表のロ及び同項第四号の表のロに掲げる自動車であつて平成元年十月三十一日（輸入された自動車にあつては、平成三年三月三十一日）以前に製作されたもの（第二項、第四項、第十項及び第十三項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて、昭和六十三年十二月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第四十一条第一項第三号及び第四号並びに第二項並びに第百十九条第一項第二号及び第二項の規定にかかわらず、新規検査等の際、次の基準に適合するものであればよい。

一 当該自動車を十モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の走行距離一キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）が、一酸化炭素にあつては十七・〇、炭化水素にあつては二・七〇、窒素酸化物にあつては〇・八四を超えないものであること。

二 当該自動車を十一モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の排出量をグラムで表した値（炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）が、一酸化炭素にあつては百三十、炭化水素にあつては十七・〇、窒素酸化物にあつては八・〇〇を超えないものであること。

三 前二号の基準に適合させるために当該自動車に備える一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物を減少させる装置が、細目告示第四十一条第二項第一号から第三号まで及び第百十九条第二項第一号から第三号までに掲げる基準に適合したものであること。

22 軽油を燃料とする車両総重量が二・五トン（直接噴射式の原動機を有する自動車にあつては、三・五トン）以下の普通自動車又は小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のものを除く。）であつて平成元年十月三十一日（輸入された自動車にあつては、平成三年三月三十一日）以前に製作されたもの（第一項の表第三号に掲げる自動車、第八項、第十二項、第十七項及び第十八項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて、昭和六十三年十二月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第四十一条第一項第五号から第八号まで及び第二項の規定にかかわらず、完成検査等の際、第八項の表の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の容量比（炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比）で表した測定値にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値が、一酸化炭素にあつては百万分の九百八十、炭化水素にあつては百万分の六百七十、窒素酸化物にあつては百万分の三百九十（直接噴射式の原動機を有する自動車にあつては、百万分の六百十）を超えないものであればよい。

23 細目告示第四十一条第一項第三号の表のハ及び同項第四号の表のハに掲げる自動車であつて平成二年八月三十一日（輸入された自動車にあつては、平成三年三月三十一日）以前に製作されたもの（第二項、第四項、第十項及び第十四項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて、平成元年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）については、同条第一項第三号及び第四号並びに第二項並びに第百十九条

道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示【2009.07.30】第28条第一項第二号及び第二項の規定にかかわらず、新規検査等の際、次の基準に適合するものであればよい。

- 一 当該自動車を十モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の走行距離一キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）が、一酸化炭素にあつては十七・〇、炭化水素にあつては二・七〇、窒素酸化物にあつては一・二六を超えないものであること。
- 二 当該自動車を十一モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の排出量をグラムで表した値（炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）が、一酸化炭素にあつては百三十、炭化水素にあつては十七・〇、窒素酸化物にあつては九・五〇を超えないものであること。
- 三 前二号の基準に適合させるために当該自動車に備える一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物を減少させる装置が、細目告示第四十一条第二項第一号から第三号まで及び第百十九条第二項第一号から第三号までに掲げる基準に適合したものであること。

24 次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であつて平成二年八月三十一日（輸入された自動車にあつては、平成三年三月三十一日）以前に製作されたもの（第二項、第七項、第十一項及び第十六項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて、平成元年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第四十一条第一項第一号から第四号まで及び第二項の規定にかかわらず、完成検査等の際、第七項の第二表の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の容量比（炭化水素にあつては、ノルマルヘキサン当量による容量比）で表した測定値にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値がそれぞれ次の表の一酸化炭素の欄、炭化水素の欄又は窒素酸化物の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

自動車の種別		一酸化炭素	炭化水素	窒素酸化物
普通自動車又は小型自動車（専ら乗用の用に供するもの及び二輪自動車を除く。）であつて車両総重量が二・五トンを超えるもの	ガソリンを燃料とするもの	百分の一・六	百万分の五百二十	百万分の九百九十
	液化石油ガスを燃料とするもの	百分の一・一	百万分の四百四十	百万分の九百九十

- 25 軽油を燃料とする車両総重量が二・五トン（直接噴射式の原動機を有する自動車にあつては、三・五トン）を超える普通自動車又は小型自動車（車両総重量が八トンを超えるセミトレーラをけん引するけん引自動車及びクレーン作業用自動車並びに専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のものを除く。）であつて平成二年八月三十一日（輸入された自動車にあつては、平成三年三月三十一日）以前に製作されたもの（第一項の表第三号に掲げる自動車、第八項、第十二項、第十七項及び第十八項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて、平成元年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第四十一条第一項第五号から第八号まで及び第二項の規定にかかわらず、完成検査等の際、第八項の表の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の容量比（炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比）で表した測定値にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値が、一酸化炭素にあつては百万分の九百八十、炭化水素にあつては百万分の六百七十、窒素酸化物にあつては百万分の三百九十（直接噴射式の原動機を有する自動車にあつては、百万分の六百十）を超えないものであればよい。
- 26 細目告示第四十一条第一項第三号の表の二及び同項第四号の表の二に掲げる自動車であつて平成

道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示【2009.07.30】第28条三年八月三十一日（輸入された自動車にあっては、平成四年三月三十一日）以前に製作されたもの（第三項、第四項、第十項及び第十五項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であって、平成二年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）については、同条第一項第三号及び第四号並びに第二項並びに第百十九条第一項第二号及び第二項の規定にかかわらず、新規検査等の際、次の基準に適合するものであればよい。

- 一 当該自動車を十モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の走行距離一キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）が、一酸化炭素にあっては十七・〇、炭化水素にあっては二・七〇（二サイクルの原動機を有する軽自動車にあっては、十五・〇）、窒素酸化物にあっては一・二六（二サイクルの原動機を有する軽自動車にあっては、〇・五〇）を超えないものであること。
 - 二 当該自動車を十一モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）が、一酸化炭素にあっては百三十、炭化水素にあっては十七・〇（二サイクルの原動機を有する軽自動車にあっては、七十・〇）、窒素酸化物にあっては九・五〇（二サイクルの原動機を有する軽自動車にあっては、四・〇〇）を超えないものであること。
 - 三 前二号の基準に適合させるために当該自動車に備える一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物を減少させる装置が、細目告示第四十一条第二項第一号から第三号まで及び第百十九条第二項第一号から第三号までに掲げる基準に適合したものであること。
- 27 軽油を燃料とする車両総重量が八トンを超える普通自動車又は小型自動車（セミトレーラをけん引するけん引自動車及びクレーン作業用自動車に限る。）であって平成三年八月三十一日（輸入された自動車にあっては、平成四年三月三十一日）以前に製作されたもの（第一項の表第三号に掲げる自動車、第八項、第十二項、第十七項及び第十八項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であって、平成二年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第四十一条第一項第五号及び第六号並びに第二項の規定にかかわらず、完成検査等の際、次の基準に適合するものであればよい。
- 一 当該自動車を第八項の表の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の容量比（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比）で表した測定値にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値が、一酸化炭素にあっては百万分の九百八十、炭化水素にあっては百万分の六百七十、窒素酸化物にあっては百万分の三百九十（直接噴射式の原動機を有する自動車にあっては、百万分の六百十）を超えないものであること。
 - 二 前号の基準に適合させるために当該自動車に備える一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物を減少させる装置が、細目告示第四十一条第二項第一号に掲げる基準に適合したものであること。
- 28 軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通自動車及び小型自動車（車両重量が千二百六十五キログラム以下のものに限る。）であって平成三年十月三十一日（輸入された自動車にあっては、平成五年三月三十一日）以前に製作されたもの（第一項の表第三号に掲げる自動車、第八項、第十二項、第十七項から第二十項までの自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であって、平成二年十二月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第四十一条第一項第七号及び第八号並びに第二項並びに第百十九条第一項第四号及び第二項の規定にかかわらず、新規検査等の際、次の基準に適合するものであればよい。
- 一 当該自動車を十モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物

道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示【2009.07.30】第28条に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の走行距離一キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）が、一酸化炭素にあつては二・七〇、炭化水素にあつては〇・六二、窒素酸化物にあつては〇・九八を超えないものであること。

二 前号の基準に適合させるために当該自動車に備える一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物を減少させる装置が、細目告示第四十一条第二項第一号及び第百十九条第二項第一号に掲げる基準に適合したものであること。

29 次の表の自動車の種別の欄に掲げるガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車のうち、平成三年十月三十一日（輸入された自動車にあつては、平成五年三月三十一日）以前に製作されたもの（第二項から第六項まで、第九項、第十項、第十三項から第十五項まで、第二十一項、第二十三項及び第二十六項の自動車を除く。）並びに平成三年十月三十一日（輸入された自動車にあつては、平成五年三月三十一日）以前に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車並びに国土交通大臣が指定する自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）であつて平成三年十一月一日（輸入された自動車にあつては、平成五年四月一日）以降に製作されたものについては、細目告示第四十一条第一項第三号及び第四号並びに第二項並びに第百十九条第一項第二号及び第二項の規定にかかわらず、新規検査等の際、次の基準に適合するものであればよい。

一 当該自動車を十モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の走行距離一キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）がそれぞれ次の表の一酸化炭素の欄、炭化水素の欄又は窒素酸化物の欄に掲げる値を超えないものであること。

自動車の種別	一酸化炭素	炭化水素	窒素酸化物
イ 車両総重量が一・七トン以下又は専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通自動車及び小型自動車（二輪自動車を除く。）並びに専ら乗用の用に供する軽自動車（二輪自動車を除く。）	二・七〇	〇・三九	〇・四八
ロ 車両総重量が一・七トンを超え二・五トン以下の普通自動車及び小型自動車（前号に掲げる自動車及び二輪自動車を除く。）	十七・〇	二・七〇	〇・九八
ハ 軽自動車（イに掲げる自動車及び二輪自動車を除く。）	十七・〇	二・七〇（二サイクルの原動機を有する軽自動車にあつては、十五・〇）	〇・七四（二サイクルの原動機を有する軽自動車にあつては、〇・五〇）

二 当該自動車を十一モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の排出量をグラムで表した値（炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）がそれぞれ次の表の一酸化炭素の欄、炭化水素の欄又は窒素酸化物の欄に掲げる値を超えないものであること。

自動車の種別	一酸化炭素	炭化水素	窒素酸化物
イ 前号の表のイに掲げる自動車	八十五・〇	九・五〇	六・〇〇
ロ 前号の表のロに掲げる自動車	百三十	十七・〇	八・五〇
ハ 前号の表のハに掲げる自動車	百三十	十七・〇（二サイ	七・五〇（二サイ

		クルの原動機を有する軽自動車にあつては、七十・〇)	クルの原動機を有する軽自動車にあつては、四・〇〇)
--	--	---------------------------	---------------------------

三 前二号の基準に適合させるために当該自動車に備える一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物を減少させる装置が、細目告示第四十一条第二項第一号から第三号まで及び第百十九条第二項第一号から第三号までに掲げる基準に適合したものであること。

30 第一号の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車（軽油を燃料とするものに限る。）のうち、平成三年十月三十一日（輸入された自動車にあつては、平成五年三月三十一日）以前に製作されたもの（第一項の表第三号に掲げる自動車、第八項、第十二項、第十七項から第二十項まで、第二十二項及び第二十八項の自動車を除く。）並びに平成三年十月三十一日（輸入された自動車にあつては、平成五年三月三十一日）以前に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車並びに国土交通大臣が指定する自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）であつて平成三年十一月一日（輸入された自動車にあつては、平成五年四月一日）以降に製作されたもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通自動車又は小型自動車であつて車両重量が千二百六十五キログラム以下のものにあつては平成七年八月三十一日（輸入された自動車にあつては、平成八年三月三十一日）、専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通自動車又は小型自動車であつて車両重量が千二百六十五キログラムを超えるものにあつては平成五年八月三十一日（輸入された自動車にあつては、平成六年三月三十一日）、車両総重量が一・七トン以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のものを除く。）にあつては平成六年八月三十一日（輸入された自動車にあつては、平成七年三月三十一日）以前に製作されたものに限る。）については、細目告示第四十一条第一項第七号及び第八号並びに第二項並びに第百十九条第一項第四号及び第二項の規定にかかわらず、新規検査等の際、次の基準に適合するものであればよい。

一 当該自動車を十モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の走行距離一キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）がそれぞれ次の表の一酸化炭素の欄、炭化水素の欄又は窒素酸化物の欄に掲げる値を超えないものであること。

自動車の種別	一酸化炭素	炭化水素	窒素酸化物
イ 専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通自動車又は小型自動車であつて 車両重量が千二百六十五キログラム以下のもの	二・七〇	〇・六二	〇・七二
ロ 車両総重量が一・七トン以下又は専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通自動車及び小型自動車（前号に掲げる自動車を除く。）	二・七〇	〇・六二	一・二六

二 前号の基準に適合させるために当該自動車に備える一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物を減少させる装置が、細目告示第四十一条第二項第一号及び第百十九条第二項第一号に掲げる基準に適合したものであること。

31 軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通自動車及び小型自動車（車両重量が千二百六十五キログラムを超えるものに限る。）であつて平成五年八月三十一日（輸入された自動車にあつては、平成六年三月三十一日）以前に製作されたもの（第一項の表第三号に掲げる自動車、第八項、第十二項、第十七項から第二十項まで及び第三十項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて、平成四年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第四十一条第一項第七号及び第八号並びに第二項並びに第百十九条第一項第四号及び第二項の規定にかかわらず、新規検査

道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示【2009.07.30】第28条等の際、次の基準に適合するものであればよい。

- 一 平成十八年改正告示による改正前の細目告示別添四十二「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定する十・十五モード法（以下単に「十・十五モード法」という。）により運行する場合に発生し、当該排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の走行距離一キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）が、一酸化炭素にあつては二・七〇、炭化水素にあつては〇・六二、窒素酸化物にあつては一・二六を超えないものであること。
- 二 前号の基準に適合させるために当該自動車に備える一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物を減少させる装置が、細目告示第四十一条第二項第一号及び第百十九条第二項第一号に掲げる基準に適合したものであること。

32 次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であつて平成五年八月三十一日（輸入された自動車にあつては、平成六年三月三十一日）以前に製作されたもの（第二項、第七項、第十一項、第十六項及び第二十四項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて、平成四年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第四十一条第一項第一号から第四号まで及び第二項の規定にかかわらず、完成検査等の際、次の基準に適合するものであればよい。

- 一 当該自動車を第七項の第二表の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の容量比（炭化水素にあつては、ノルマルヘキサン当量による容量比）で表した測定値にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値がそれぞれ次の表の一酸化炭素の欄、炭化水素の欄又は窒素酸化物の欄に掲げる値を超えないものであること。

自動車の種別		一酸化炭素	炭化水素	窒素酸化物
普通自動車又は小型自動車（専ら乗用の用に供するもの及び二輪自動車を除く。）であつて車両総重量が二・五トンを超えるもの	ガソリンを燃料とするもの	百分の一・六	百万分の五百二十	百万分の八百五十
	液化石油ガスを燃料とするもの	百分の一・一	百万分の四百四十	百万分の八百五十

- 二 前号の基準に適合させるために当該自動車に備える一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物を減少させる装置が、細目告示第四十一条第二項第一号に掲げる基準に適合したものであること。

33 軽油を燃料とする車両総重量が一・七トン以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のものを除く。）であつて平成六年八月三十一日（輸入された自動車にあつては、平成七年三月三十一日）以前に製作されたもの（第二条の表の第三号に掲げる自動車、第八項、第十二項、第十七項、第十八項、第二十二項及び第三十項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて、平成五年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第四十一条第一項第七号及び第八号並びに第二項並びに第百十九条第一項第四号及び第二項の規定にかかわらず、新規検査等の際、次の基準に適合するものであればよい。

- 一 当該自動車を十・十五モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の走行距離一キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）が、一酸化炭素にあつては二・七〇、炭化水素にあつては〇・六二、窒素酸化物にあつては一・二六を超えないものであること。
- 二 前号の基準に適合させるために当該自動車に備える一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物を減少させる装置が、細目告示第四十一条第二項第一号及び第百十九条第二項第一号掲げる基準に適合したものであること。

- 34 軽油を燃料とする車両総重量が一・七トンを超え二・五トン以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のものを除く。）であって平成六年八月三十一日（輸入された自動車にあっては、平成七年三月三十一日）以前に製作されたもの（第一項の表第三号に掲げる自動車、第八項、第十二項、第十七項、第十八項及び第二十二項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であって、平成五年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第四十一条第一項第七号及び第八号並びに第二項の規定にかかわらず、完成検査等の際、次の基準に適合するものであればよい。
- 一 当該自動車を第八項の表の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の容量比（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比）で表した測定値にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値が、一酸化炭素にあっては百万分の九百八十、炭化水素にあっては百万分の六百七十、窒素酸化物にあっては百万分の三百五十（直接噴射式の原因機を有する自動車にあっては、百万分の五百）を超えないものであること。
 - 二 前号の基準に適合させるために当該自動車に備える一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物を減少させる装置が、細目告示第四十一条第二項第一号に掲げる基準に適合したものであること。
- 35 軽油を燃料とする車両総重量が二・五トン以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のものを除く。）であって平成六年八月三十一日（輸入された自動車にあっては、平成七年三月三十一日）以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成五年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）については、完成検査等の際、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十年国土交通省告示第三百四十八号。以下「平成二十年改正告示」という。）による改正前の細目告示別添四十五「ディーゼル四モード黒煙の測定方法」に規定する黒煙四モード法（6・1・1の規定を除く。）により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合いが五十パーセント以下であること。
- 36 軽油を燃料とする車両総重量が二・五トン以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のものを除く。）であって平成六年八月三十一日（輸入された自動車にあっては、平成七年三月三十一日）以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成五年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第四十一条第一項第二十一号、第百十九条第一項第十二号及び第百九十七条第一項第二号の規定にかかわらず、細目告示別添四十六に規定する方法により測定する黒煙による汚染度が五十パーセント以下であればよい。ただし、細目告示第五条第一号及び第百六十一条第一項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる場合において、当該測定の前に細目告示別添百九に規定する方法により排出ガスの光吸収係数を測定した場合にあっては、当該光吸収係数が二・七六 m^{-1} 以下であればよい。
- 37 次の表の自動車の種別の欄に掲げる軽油を燃料とする自動車であって平成七年八月三十一日（輸入された自動車にあっては、平成八年三月三十一日）以前に製作されたもの（第一項の表第三号に掲げる自動車、第八項、第十二項、第十七項から第二十項まで、第二十八項、第三十項及び第三十一項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であって、平成六年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第四十一条第一項第七号及び第八号並びに第二項並びに第百十九条第一項第四号及び第二項の規定にかかわらず、新規検査等の際、次の基準に適合するものであればよい。
- 一 当該自動車を十・十五モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の走行距離一キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換

道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示【2009.07.30】第28条算した値）がそれぞれ次の表の一酸化炭素の欄、炭化水素の欄又は窒素酸化物の欄に掲げる値を超えないものであること。

自動車の種別		一酸化炭素	炭化水素	窒素酸化物
専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通自動車又は小型自動車	車両重量が千二百六十五キログラム以下のもの	二・七〇	〇・六二	〇・七二
	車両重量が千二百六十五キログラムを超えるもの	二・七〇	〇・六二	〇・八四

二 前号の基準に適合させるために当該自動車に備える一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物を減少させる装置が、細目告示第四十一条第二項第一号及び第百十九条第二項第一号に掲げる基準に適合したものであること。

38 軽油を燃料とする車両総重量が二・五トンを超える普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のものを除く。）であって平成七年八月三十一日（輸入された自動車にあっては、平成八年三月三十一日）以前に製作されたもの（第一項の表第三号に掲げる自動車、第八項、第十二項、第十七項、第十八項、第二十二項、第二十五項及び第二十七項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であって、平成六年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第四十一条第一項第五号から第八号までの規定にかかわらず、完成検査等の際、次の基準に適合するものであればよい。

一 当該自動車を第八項の表の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の容量比（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比）で表した測定値にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値が、一酸化炭素にあっては百万分の九百八十、炭化水素にあっては百万分の六百七十、窒素酸化物にあっては百万分の三百五十（直接噴射式の前駆機を有する自動車にあっては、百万分の五百二十）を超えないものであること。

二 前号の基準に適合させるために当該自動車に備える一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物を減少させる装置が、細目告示第四十一条第二項第一号に掲げる基準に適合したものであること。

39 軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通自動車及び小型自動車並びに軽油を燃料とする車両総重量が二・五トンを超える普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のものを除く。）であって平成七年八月三十一日（輸入された自動車にあっては、平成八年三月三十一日）以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成六年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）については、完成検査等の際、平成二十年改正告示による改正前の細目告示別添四十五「ディーゼル四モード黒煙排出ガスの測定方法」に規定する黒煙四モード法（6・1・1の規定を除く。）により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合いが五十パーセント以下であること。

40 軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通自動車及び小型自動車並びに軽油を燃料とする車両総重量が二・五トンを超える普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のものを除く。）であって平成七年八月三十一日（輸入された自動車にあっては、平成八年三月三十一日）以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成六年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第四十一条第一項第二十一号、第百十九条第一項第十二号及び第百九十七条第一項第二号の規定にかかわらず、細目告示別添四十六に規定する方法により測定する黒煙による汚染度が五十パーセント以下であればよい。ただし、細目告示第五条第一号及び第百六十一条第一項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる場合において、当該測定の前に細目告示別添百九に規定する方法により排出ガスの光吸収係数を測定した場合にあっては、当該

道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示【2009.07.30】第28条
光吸収係数が二・七六 m^{-1} 以下であればよい。

41 細目告示第四十一条第一項第三号の表のハ及び同項第四号の表のハに掲げる自動車（車両総重量が二・五トン以下のものに限る。）であって平成七年十月三十一日（輸入された自動車にあつては、平成八年三月三十一日）以前に製作されたもの（第二項、第四項、第十項、第十四項、第二十三項及び第二十九項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて、平成六年十二月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第四十一条第一項第三号及び第四号並びに第二項並びに第百十九条第一項第二号及び第二項の規定にかかわらず、新規検査等の際、次の基準に適合するものであればよい。

- 一 当該自動車を十・十五モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の走行距離一キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）が、一酸化炭素にあつては十七・〇、炭化水素にあつては二・七〇、窒素酸化物にあつては〇・九八を超えないものであること。
- 二 当該自動車を十一モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の排出量をグラムで表した値（炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）が、一酸化炭素にあつては百三十、炭化水素にあつては十七・〇、窒素酸化物にあつては八・五〇を超えないものであること。
- 三 前二号の基準に適合させるために当該自動車に備える一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物を減少させる装置が、細目告示第四十一条第二項第一号から第三号まで及び第百十九条第二項第一号から第三号までに掲げる基準に適合したものであること。

42 次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であつて平成八年十月三十一日（輸入された自動車にあつては、平成九年三月三十一日）以前に製作されたもの（第二項、第七項、第十一項、第十六項、第二十四項及び第三十二項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて、平成七年十二月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第四十一条第一項第一号から第四号まで及び第二項の規定にかかわらず、完成検査等の際、次の基準に適合するものであればよい。

- 一 当該自動車を別表第一の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の一時間当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値を、同表の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生した仕事率をキロワットで表した値にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値で除して得た値がそれぞれ次の表の一酸化炭素の欄、炭化水素の欄又は窒素酸化物の欄に掲げる値を超えないものであること。

自動車の種別		一酸化炭素	炭化水素	窒素酸化物
普通自動車又は小型自動車（専ら乗用の用に供するもの及び二輪自動車を除く。）であつて車両総重量が二・五トンを超えるもの	ガソリンを燃料とするもの	百三十六	七・九〇	七・二〇
	液化石油ガスを燃料とするもの	百五	六・八〇	七・二〇

- 二 前号の基準に適合させるために当該自動車に備える一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物を減少させる装置が、細目告示第四十一条第二項第一号から第三号までに掲げる基準に適合したものであること。

43 次の表の自動車の種別の欄に掲げる軽油を燃料とする自動車であつて平成十一年六月三十日（輸入された自動車にあつては、平成十二年三月三十一日）以前に製作されたもの（第一項の表第三号に掲げる自動車、第八項、第十二項、第十七項から第二十項まで、第二十二項、第二十八項、第三

道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示【2009.07.30】第28条十項、第三十三項、第三十四項及び第三十七項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であって、平成九年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第四十一条第一項第七号及び第八号並びに第二項並びに第百十九条第一項第四号及び第二項の規定にかかわらず、新規検査等の際、次の基準に適合するものであればよい。

一 当該自動車を十・十五モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離一キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）がそれぞれ次の表の一酸化炭素の欄、炭化水素の欄、窒素酸化物の欄又は粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。

自動車の種別	一酸化炭素	炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
イ 専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通自動車又は小型自動車であつて車両重量が千二百六十五キログラム以下のもの	二・七〇	〇・六二	〇・七二	〇・三四
ロ 車両総重量が一・七トン以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のものを除く。）	二・七〇	〇・六二	〇・八四	〇・三四
ハ 車両総重量が一・七トンを超え二・五トン以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの以外のものであつて手動式の変速装置を備えたものに限る。）	二・七〇	〇・六二	一・八二	〇・四三

二 前号の基準に適合させるために当該自動車に備える一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物を減少させる装置が、細目告示第四十一条第二項第一号に掲げる基準に適合したものであること。

44 軽油を燃料とする車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下の普通自動車及び小型自動車（専らの乗用の用に供する乗車定員十人以下のものを除く。）であつて平成十一年六月三十日（輸入された自動車にあつては、平成十二年三月三十一日）以前に製作されたもの（第一項の表第三号に掲げる自動車、第八項、第十二項、第十七項、第十八項、第二十二項、第二十五項及び第三十八項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて、平成九年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第四十一条第一項第七号及び第八号並びに第二項の規定にかかわらず、完成検査等の際、次の基準に適合するものであればよい。

一 当該自動車を別表第二の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の一時間当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値を、同表の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生した仕事率をキロワットで表した値にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値で除して得た値が、が、一酸化炭素にあつては九・二〇、炭化水素にあつては三・八〇、窒素酸化物にあつては六・八〇（直接噴射式の原動機を有する自動車にあつては七・八〇）、粒子状物質にあつては〇・九六を超えないものであること。

二 前号の基準に適合させるために当該自動車に備える一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物を減少させる装置が、細目告示第四十一条第二項第一号に掲げる基準に適合したものであること。

道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示【2009.07.30】第28条

- 45 前二項に規定する自動車については、完成検査等の際、平成二十年改正告示による改正前の細目告示別添四十五「ディーゼル四モード黒煙の測定方法」に規定する黒煙四モード法（6・1・1の規定を除く。）により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合が四十パーセント以下であること。
- 46 第四十三項及び第四十四項に規定する自動車については、細目告示第四十一条第一項第二十一号、第百十九条第一項第十二号及び第百九十七条第一項第二号の規定にかかわらず、細目告示別添四十六に規定する方法により測定する黒煙による汚染度が四十パーセント以下であればよい。ただし、細目告示第五条第一号及び第百六十一条第一項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる場合において、当該測定の前に細目告示別添百九に規定する方法により排出ガスの光吸収係数を測定した場合にあっては、当該光吸収係数が 1.62m^{-1} 以下であればよい。
- 47 次の表の自動車の種別の欄に掲げる軽油を燃料とする自動車であって平成十一年八月三十一日（輸入された自動車にあっては、平成十二年三月三十一日）以前に製作されたもの（第一項の表第三号に掲げる自動車、第八項、第十二項、第十七項から第二十項まで、第二十二項、第三十項、第三十一項、第三十四項及び第三十七項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であって、平成十年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第四十一条第一項第七号及び第八号並びに第二項並びに第百十九条第一項第四号及び第二項の規定にかかわらず、新規検査等の際、次の基準に適合するものであればよい。

一 当該自動車を十・十五モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離一キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）がそれぞれ次の表の一酸化炭素の欄、炭化水素の欄、窒素酸化物の欄又は粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。

自動車の種別	一酸化炭素	炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
イ 専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通自動車又は小型自動車であって車両重量が千二百六十五キログラムを超えるのもの	二・七〇	〇・六二	〇・八四	〇・三四
ロ 車両総重量が一・七トンを超え二・五トン以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの以外のものであって手動式の変速装置を備えたもの以外のものに限る。）	二・七〇	〇・六二	一・八二	〇・四三

- 二 前号の基準に適合させるために当該自動車に備える一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質を減少させる装置が、細目告示第四十一条第二項第一号及び第百十九条第二項第一号に掲げる基準に適合したものであること。
- 48 軽油を燃料とする車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のものを除く。）であって平成十一年八月三十一日（輸入された自動車にあっては、平成十二年三月三十一日）以前に製作されたもの（第一項の表第三号に掲げる自動車、第八項、第十二項、第十七項、第十八項、第二十五項、第二十七項及び第三十八項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であって、平成十年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第四十一条第一項第五号及び第六号並びに第二項の規定にかかわらず、完成検査等の際、次の基準に適合するものであればよい。

道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示【2009.07.30】第28条

- 一 当該自動車を別表第二の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の一時間当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値を、同表の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生した仕事率をキロワットで表した値にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値で除して得た値が、一酸化炭素にあつては九・二〇、炭化水素にあつては三・八〇、窒素酸化物にあつては六・八〇（直接噴射式の原因機を有する自動車にあつては七・八〇）、粒子状物質にあつては〇・九六を超えないものであること。
- 二 前号の基準に適合させるために当該自動車に備える一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質を減少させる装置が、細目告示第四十一条第二項第一号に掲げる基準に適合したものであること。
- 49 前二項に規定する自動車については、完成検査等の際、平成二十年改正告示による改正前の細目告示別添四十五「ディーゼル四モード黒煙排出ガスの測定方法」に規定する黒煙四モード法（6・1・1の規定を除く。）により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合いが四十パーセント以下であること。
- 50 第四十七項及び第四十八項に規定する自動車については、細目告示第四十一条第一項第二十一号、第一百九条第一項第十二号及び第九十七号第一項第二号の規定にかかわらず、細目告示別添四十六に規定する方法により測定する黒煙による汚染度が四十パーセント以下であればよい。ただし、細目告示第五条第一号及び第六十一条第一項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる場合において、当該測定の前に細目告示別添百九に規定する方法により排出ガスの光吸収係数を測定した場合にあつては、当該光吸収係数が 1.62m^{-1} 以下であればよい。
- 51 次の表の自動車の種別の欄に掲げるガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車であつて、平成十一年八月三十一日（輸入された自動車にあつては、平成十二年三月三十一日）以前に製作されたもの（第二項から第五項まで、第十項、第十四項、第十五項、第二十三項、第二十六項、第二十九項及び第四十一項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて、平成十年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第四十一条第一項第三号及び第四号並びに第二項並びに第一百九条第一項第二号及び第二項の規定にかかわらず、新規検査等の際、次の基準に適合するものであればよい。
- 一 当該自動車を十・十五モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の走行距離一キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）が、それぞれ次の表の一酸化炭素の欄、炭化水素の欄又は窒素酸化物の欄に掲げる値を超えないものであること。

自動車の種別	一酸化炭素	炭化水素	窒素酸化物
イ 車両総重量が一・七トンを超え二・五トン以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の自動車及び二輪自動車を除く。）	十七・〇	二・七〇	〇・六三
ロ 軽自動車（専ら乗用の用に供する自動車及び二輪自動車を除く。）	十七・〇	二・七〇（二サイクルの原動機を有する軽自動車にあつては、十五・〇）	〇・七四（二サイクルの原動機を有する軽自動車にあつては、〇・五〇）

二 当該自動車を十一モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の排出量をグラムで表した値（炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）が、それぞれ次の表の一酸化炭素の欄、炭化水素の欄又は窒素酸化物の欄に掲げる値を超えないものであること。

自動車の種別	一酸化炭素	炭化水素	窒素酸化物
イ 前号の表のイに掲げる自動車	百三十	十七・〇	六・六〇
ロ 前号の表のロに掲げる自動車	百三十	十七・〇（二サイクルの原動機を有する軽自動車にあつては、七十・〇）	七・五〇（二サイクルの原動機を有する軽自動車にあつては、四・〇〇）

三 前二号の基準に適合させるために当該自動車に備える一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物を減少させる装置が、細目告示第四十一条第二項第一号から第三号まで及び第百十九条第二項第一号から第三号までに掲げる基準に適合したものであること。

52 次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であつて、平成十一年八月三十一日（輸入された自動車にあつては、平成十二年三月三十一日）以前に製作されたもの（第二項、第七項、第十一項、第十六項、第二十四項、第三十二項及び第四十二項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて、平成十年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第四十一条第一号から第四号まで及び第二項の規定にかかわらず、完成検査等の際、次の基準に適合するものであればよい。

一 当該自動車を別表第一の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の一時間当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値を、同表の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生した仕事率をキロワットで表した値にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値で除して得た値が、それぞれ次の表の一酸化炭素の欄、炭化水素の欄又は窒素酸化物の欄に掲げる値を超えないものであること。

自動車の種別		一酸化炭素	炭化水素	窒素酸化物
普通自動車又は小型自動車（専ら乗用の用に供するもの及び二輪自動車を除く。）であつて車両総重量が二・五トンを超えるもの	ガソリンを燃料とするもの	百三十六	七・九〇	五・九〇
	液化石油ガスを燃料とするもの	百五	六・八〇	五・九〇

二 前号の基準に適合させるために当該自動車に備える一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物を減少させる装置が、細目告示第四十一条第二項第一号から第三号までに掲げる基準に適合したものであること。

53 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車（二輪自動車を除く。）であつて、平成十一年八月三十一日（輸入された自動車にあつては、平成十二年三月三十一日）以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であつて、平成十年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第四十一条第一項第十九号、第百十九条第一項第十号及び第百九十七条第一項第一号の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

一 原動機を無負荷運転している状態で発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素の容量比で表した測定値が四・五パーセントを超えないものであること。

道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示【2009.07.30】第28条
 二 原動機を無負荷運転している状態で発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる炭化水素のノルマルヘキサン当量による容量比で表した測定値が、次の表の上欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値を超えないものであること。

自動車の種別	値
イ ロ及び第ハに掲げる自動車以外の自動車	百万分の千二百
ロ ニサイクルの原動機を有する自動車	百万分の七千八百
ハ ロに掲げる自動車以外の自動車であって当該自動車の原動機の構造が特殊であると国土交通大臣が認定した型式の自動車	百万分の三千三百

- 54 軽油を燃料とする車両総重量が十二トンを超える普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の自動車を除く。）であって、平成十二年八月三十一日（輸入された自動車にあっては、平成十三年三月三十一日）以前に製作されたもの（第一項の表の第三号に掲げる自動車、第八項、第十二項、第十七項、第十八項、第二十五項、第二十七項及び第三十八項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であって、平成十一年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、細目告示第四十一条第一項第五号及び第六号並びに第二項の規定にかかわらず、完成検査等の際、第四十八項各号に掲げる基準に適合するものであればよい。
- 55 前項に規定する自動車については、完成検査等の際、平成二十年改正告示による改正前の細目告示別添四十五「ディーゼル四モード黒煙の測定方法」に規定する黒煙四モード法（6・1・1の規定を除く。）により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合が四十パーセント以下であること。
- 56 第五十四項に規定する自動車については、細目告示第四十一条第一項第二十一号、第百十九条第一項第十二号及び第百九十七条第一項第二号の規定にかかわらず、細目告示別添四十六に規定する方法により測定する黒煙による汚染度が四十パーセント以下であればよい。ただし、細目告示第五条第一号及び第百六十一条第一項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる場合において、当該測定の前に細目告示別添百九に規定する方法により排出ガスの光吸収係数を測定した場合にあっては、当該光吸収係数が 1.62m^{-1} 以下であればよい。
- 57 細目告示第四十一条第一項第三号のイ及びロ並びに同項第四号の表のイ及びロに掲げる自動車であって平成十四年八月三十一日以前に製作されたもの（第二項から第六項まで、第九項、第十三項、第二十一項及び第二十九項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であって、平成十二年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、同条第一項第三号及び第四号並びに第二項並びに第百十九条第一項第二号及び第二項の規定にかかわらず、新規検査等及び完成検査等の際、次の基準に適合するものであればよい。
- 一 当該自動車を十・十五モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の走行距離一キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）が、一酸化炭素にあっては二・七〇、炭化水素にあっては〇・三九、窒素酸化物にあっては〇・四八を超えないものであること。
 - 二 当該自動車を十一モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）が、一酸化炭素にあっては八十五・〇、炭化水素にあっては九・五〇、窒素酸化物にあっては六・〇〇を超えないものであること。
 - 三 前二号の基準に適合させるために当該自動車に備える一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物を減少させる装置が、細目告示第四十一条第二項第一号から第三号まで及び第百十九条第二項第一号から第三号までに掲げる基準に適合したものであること。

- 58 ガソリンを燃料とする自動車であって次に掲げるものは、細目告示第四十一条第四項、第百十九条第四項及び第百九十七条第四項の規定にかかわらず、燃料から蒸発する炭化水素の大気中への排出を有効に防止する装置を備えればよい。
- 一 平成十四年八月三十一日（輸入された自動車以外の自動車であって、平成十二年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）以前に製作された細目告示第四十一条第一項第三号の表のイ及びロ並びに同項第四号の表のイ及びロに掲げる自動車
 - 二 平成十五年八月三十一日（輸入された自動車以外の自動車であって、平成十三年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）以前に製作された細目告示第四十一条第一項第一号及び第二号に掲げる自動車並びに同項第三号の表のハ及び同項第四号の表のハに掲げる普通自動車及び小型自動車（二輪自動車を除く。）
 - 三 平成十五年八月三十一日（輸入された自動車以外の自動車であって、平成十四年十月一日以降に、法第七十五条第一項の規定によりその型式について指定を受けた自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）以前に製作された細目告示第四十一条第一項第三号の表のニ及び同項第四号の表のニに掲げる自動車
- 59 細目告示第四十一条第一項第三号の表のハ及び同項第四号の表のハに掲げる自動車（車両総重量が二・五トン以下のものに限る。）であって平成十五年八月三十一日以前に製作されたもの（第二項、第三項、第四項、第五項、第十項、第十四項、第二十三項、第二十九項、第四十一項及び第五十一項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であって、平成十三年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、同条第一項第三号及び第四号並びに第二項並びに第百十九条第一項第二号及び第二項の規定にかかわらず、新規検査等及び完成検査等の際、次の基準に適合するものであればよい。
- 一 当該自動車を十・十五モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の走行距離一キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）が、一酸化炭素にあつては八・四二、炭化水素にあつては〇・三九、窒素酸化物にあつては〇・六三を超えないものであること。
 - 二 当該自動車を十一モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の排出量をグラムで表した値（炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）が、一酸化炭素にあつては百四、炭化水素にあつては九・五〇、窒素酸化物にあつては六・六〇を超えないものであること。
 - 三 前二号の基準に適合させるために当該自動車に備える一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物を減少させる装置が、細目告示第四十一条第二項第一号から第三号まで及び第百十九条第二項第一号から第三号までに掲げる基準に適合したものであること。
- 60 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車又は小型自動車（二輪自動車を除く。）であって専ら乗用の用に供する自動車又は車両総重量が二・五トン以下の自動車以外のものであって平成十五年八月三十一日以前に製作されたもの（第二項、第七項、第十一項、第十六項、第二十四項、第三十二項、第四十二項及び第五十二項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であって、平成十三年十月一日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、細目告示第四十一条第一号から第四号まで及び第二項の規定にかかわらず、新規検査等及び完成検査等の際、次の基準に適合するものであればよい。
- 一 当該自動車を別表第一の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の一時間当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値を、同表の上欄に掲げる運

道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示【2009.07.30】第28条
転条件で運行する場合に発生した仕事率をキロワットで表した値にそれぞれ同表の下欄に掲げる
係数を乗じて得た値を加算した値で除して得た値が、一酸化炭素にあつては六十八・〇、炭化水
素にあつては二・二九、窒素酸化物にあつては五・九〇を超えないものであること。

二 前号の基準に適合させるために当該自動車に備える一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物を減
少させる装置が、細目告示第四十一条第二項第一号から第三号までに掲げる基準に適合したもの
であること。

61 細目告示第四十一条第一項第三号の表のニ及び同項第四号の表のニに掲げる自動車であつて平成
十五年八月三十一日以前に製作されたもの（第三項、第四項、第十五項、第二十六項、第二十九項
及び第五十一項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて、平成十四年十月一日以降
に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、
同条第一項第三号及び第四号並びに第二項並びに第百十九条第一項第二号並びに第二項の規定にか
かわらず、新規検査等及び完成検査等の際、次の基準に適合するものであればよい。

一 当該自動車を十・十五モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される
排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の走行距離一キロメートル当たりの排出
量をグラムで表した値（炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換
算した値）が、一酸化炭素にあつては八・四二（二サイクルの原動機を有する軽自動車にあつて
は、十七・〇）、炭化水素にあつては〇・三九（二サイクルの原動機を有する軽自動車にあつて
は、十五・〇）、窒素酸化物にあつては〇・四八（二サイクルの原動機を有する軽自動車にあつ
ては、〇・五〇）を超えないものであること。

二 当該自動車を十一モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出
物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の排出量をグラムで表した値（炭化水素にあ
つては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）が、一酸化炭素にあつては
百四（二サイクルの原動機を有する軽自動車にあつては、百三十）、炭化水素にあつては九・五
〇（二サイクルの原動機を有する軽自動車にあつては、七十・〇）、窒素酸化物にあつては六・
〇〇（二サイクルの原動機を有する軽自動車にあつては、四・〇〇）を超えないものであること。

三 前二号の基準に適合させるために当該自動車に備える一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物を
減少させる装置が、細目告示第四十一条第二項第一号及び第百十九条第二項第一号に掲げる基準
に適合したものであること。

62 細目告示第四十一条第一項第八号の表のイ及びロに掲げる自動車であつて平成十六年八月三十一
日以前に製作されたもの（第一項の表第三号に掲げる自動車並びに第八項、第十二項、第十七項か
ら第二十項まで、第二十二項、第二十八項、第三十項、第三十一項、第三十三項、第三十七項、第
四十三項及び第四十七項の自動車を除く。）については、細目告示第四十一条第一項第八号及び第
二項第一号並びに第百十九条第一項第四号及び第二項の規定にかかわらず、新規検査等の際、次の
基準に適合するものであればよい。ただし、同告示第百十九条第一項第四号の規定の適用を受ける
自動車にあつては、第三号の基準は適用しない。

一 十・十五モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含ま
れる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離一キロメートル当たりの排出
量をグラムで表した値（炭化水素にあつては、炭素数等量による容量比で表した値をグラムに換
算した値）が、一酸化炭素にあつては二・七〇、炭化水素にあつては〇・六二、窒素酸化物にあ
つては〇・五五、粒子状物質にあつては〇・一四を超えないものであること。

二 前号の規定に適合させるために当該自動車に備える一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物又は粒
子状物質を減少させる装置が、細目告示第四十一条第二項第一号及び第百十九条第二項第一号に
掲げる基準に適合したものであること。

三 平成二十年改正告示による改正前の細目告示別添四十五「ディーゼル四モード黒煙の測定方法」
に規定する黒煙四モード法（6・1・1の規定を除く。）により運行する場合に発生し、排気管

道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示【2009.07.30】第28条から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合いが二十五パーセント以下であること。

63 細目告示第四十一条第一項第七号の表のイ及びロに掲げる自動車であって平成十六年八月三十一日以前に製作されたもの（第一項の表第三号に掲げる自動車並びに第八項、第十二項、第十七項から第二十項まで、第二十二項、第二十八項、第三十項、第三十一項、第三十三項、第三十七項、第四十三項及び第四十七項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であって、平成十四年十月一日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、細目告示第四十一条第一項第七号及び第二項の規定にかかわらず、完成検査等の際、次の基準に適合するものであればよい。

一 十・十五モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離一キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素にあつては、炭素数等量による容量比で表した値をグラムに換算した値）の当該自動車及び当該自動車と同一の型式の自動車であつて既に完成検査等を終了したすべてのものにおける平均値が、一酸化炭素にあつては二・一〇、炭化水素にあつては〇・四〇、窒素酸化物にあつては〇・四〇、粒子状物質にあつては〇・〇八を超えないものであること。

二 前号の規定に適合させるために当該自動車に備える一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物又は粒子状物質を減少させる装置が、細目告示第四十一条第二項第一号に掲げる基準に適合したものであること。

三 平成二十年改正告示による改正前の細目告示別添四十五「ディーゼル四モード黒煙の測定方法」に規定する黒煙四モード法（6・1・1の規定を除く。）により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合いが二十五パーセント以下であること。

64 軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）であつて、細目告示第四十一条第一項第七号の表のハに掲げる自動車（車両総重量が二・五トン以下のものに限る。）のうち、平成十六年八月三十一日以前に製作されたもの（第一項の表第三号に掲げる自動車並びに第八項、第十二項、第十七項、第十八項、第二十二項、第二十八項、第三十項、第三十一項、第三十四項、第三十七項、第四十三項及び第四十七項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて、平成十五年十月一日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）は、細目告示第四十一条第一項第七号の規定にかかわらず、完成検査等の際、次の基準に適合するものであればよい。

一 十・十五モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離一キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）により算出した値の当該自動車及び当該自動車と同一の型式の自動車であつて既に完成検査等を終了したすべてのものにおける平均値が、それぞれ一酸化炭素については二・一〇、炭化水素については〇・四〇、窒素酸化物については〇・七〇、粒子状物質については〇・〇九を超えないものであること。

二 平成二十年改正告示による改正前の細目告示別添四十五「ディーゼル四モード黒煙の測定方法」に規定する黒煙四モード法（6・1・1の規定を除く。）により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合いが二十五パーセント以下であること。

65 軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）であつて、細目告示第四十一条第一項第七号の表のハに掲げる自動車（車両総重量が二・五トンを超えるものに限る。）及び同項第五号に掲げる自動車（車両総重量が十二トン以下のものに限る。）のうち、平成十六年八月三十一日以前に製作されたもの（第一項の表第三号

道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示【2009.07.30】第28条に掲げる自動車並びに第八項、第十二項、第十七項、第十八項、第二十二項、第二十五項、第二十七項、第三十八項、第四十四項及び第四十八項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であって、平成十五年十月一日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）は、細目告示第四十一条第一項第五号及び第七号の規定にかかわらず、完成検査等の際、次の基準に適合するものであればよい。

一 別表第二の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をグラムで表した値（炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値を、同表の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生した仕事率をキロワットで表した値にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値で除して得た値の当該自動車及び当該自動車と同一の型式の自動車であつて既に完成検査等を終了したすべてのものにおける平均値が、一酸化炭素については七・四〇、炭化水素については二・九〇、窒素酸化物については四・五〇、粒子状物質については〇・二五を超えないものであること。

二 平成二十年改正告示による改正前の細目告示別添四十五「ディーゼル四モード黒煙の測定方法」に規定する黒煙四モード法（6・1・1の規定を除く。）により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合いが二十五パーセント以下であること。

66 軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）であつて、細目告示第四十一条第一項第五号に掲げる自動車（車両総重量が十二トンを超えるものに限る。）のうち、平成十七年八月三十一日以前に製作されたもの（第一項の表第三号に掲げる自動車並びに第八項、第十二項、第十七項、第十八項、第二十七項、第三十八項及び第五十四項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて、平成十六年十月一日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）は、細目告示第四十一条第一項第五号の規定にかかわらず、完成検査等の際、次の基準に適合するものであればよい。

一 別表第二の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をグラムで表した値（炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値を、同表の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生した仕事率をキロワットで表した値にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値で除して得た値の当該自動車及び当該自動車と同一の型式の自動車であつて既に完成検査等を終了したすべてのものにおける平均値が、一酸化炭素については七・四〇、炭化水素については二・九〇、窒素酸化物については四・五〇、粒子状物質については〇・二五を超えないものであること。

二 平成二十年改正告示による改正前の細目告示別添四十五「ディーゼル四モード黒煙の測定方法」に規定する黒煙四モード法（6・1・1の規定を除く。）により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合いが二十五パーセント以下であること。

67 軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）であつて、細目告示第四十一条第一項第八号の表のハに掲げる自動車（車両総重量が二・五トン以下のものに限る。）のうち、平成十六年八月三十一日以前に製作されたもの（第一項の表第三号に掲げる自動車並びに第八項、第十二項、第十七項、第十八項、第二十二項、第二十八項、第三十一項、第三十四項、第三十七項、第四十三項及び第四十七項の自動車を除く。）は、同告示第四十一条第一項第八号及び第百十九条第一項第四号の規定にかかわらず、新規検査等

道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示【2009.07.30】第28条の際、次の基準に適合するものであればよい。ただし、同告示第百十九条第一項第四号の規定の適用を受ける自動車にあっては、第二号の基準は適用しない。

- 一 十・十五モード法により運行する場合に発生し、当該排気管から排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離一キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）が、一酸化炭素については二・七〇、炭化水素については〇・六二、窒素酸化物については〇・九七、粒子状物質については〇・一八を超えないものであること。
 - 二 平成二十年改正告示による改正前の細目告示別添四十五「ディーゼル四モード黒煙の測定方法」に規定する黒煙四モード法（6・1・1の規定を除く。）により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合いが二十五パーセント以下であること。
- 68 軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）であって、細目告示第四十一条第一項第八号の表のハに掲げる自動車（車両総重量が二・五トンを超えるものに限る。）及び同項第六号に掲げる自動車（車両総重量が十二トン以下のものに限る。）のうち、平成十六年八月三十一日以前に製作されたもの（第一項の表第三号及び第十号に掲げる自動車並びに第八項、第十二項、第十七項、第十八項、第二十五項、第二十七項、第三十八項、第四十四項並びに第四十八項の自動車を除く。）は、細目告示第四十一条第一項第六号及び第八号並びに第百十九条第一項第四号の規定にかかわらず、新規検査等の際、次の基準に適合するものであればよい。ただし、同告示第百十九条第一項第四号の規定の適用を受ける自動車にあっては、第二号の基準は適用しない。
- 一 別表第二の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値を、同表の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生した仕事率をキロワットで表した値にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値で除して得た値が、一酸化炭素については九・二〇、炭化水素については三・八〇、窒素酸化物については五・八〇、粒子状物質については〇・四九を超えないものであること。
 - 二 平成二十年改正告示による改正前の細目告示別添四十五「ディーゼル四モード黒煙の測定方法」に規定する黒煙四モード法（6・1・1の規定を除く。）により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合いが二十五パーセント以下であること。
- 69 軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）であって、細目告示第四十一条第一項第六号に掲げる自動車（車両総重量が十二トンを超えるものに限る。）のうち、平成十七年八月三十一日以前に製作されたもの（第一項の表第三号及び第十号に掲げる自動車並びに第八項、第十二項、第十七項、第十八項、第二十七項、第三十八項並びに第五十四項の自動車を除く。）は、細目告示第四十一条第一項第六号の規定にかかわらず、新規検査等の際、次の基準に適合するものであればよい。
- 一 別表第二の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値を、同表の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生した仕事率をキロワットで表した値にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値で除して得た値が、一酸化炭素については九・二〇、炭化水素については三・八〇、窒素酸化物については五・八〇、粒子状物質については〇・四九を超えないものであること。

道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示【2009.07.30】第28条と。

二 平成二十年改正告示による改正前の細目告示別添四十五「ディーゼル四モード黒煙の測定方法」に規定する黒煙四モード法（6・1・1の規定を除く。）により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合いが二十五パーセント以下であること。

70 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）であって、細目告示第四十一条第一項第三号に掲げる自動車のうち、平成十九年八月三十一日（同号の表の二に掲げる自動車については、平成二十年八月三十一日）以前に製作されたもの（第二項から第七項まで、第九項から第十一項まで、第十三項から第十六項まで、第二十一項、第二十三項、第二十四項、第二十六項、第二十九項、第三十二項、第四十一項、第四十二項、第五十一項、第五十二項、第五十七項及び第五十九項から第六十一項までの自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であって、平成十七年十月一日（同号の表の二に掲げる自動車については、平成十九年十月一日）以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）は、同告示第四十一条第一項第三号の規定にかかわらず、完成検査等の際、次の各号の基準に適合するものであればよい。

一 当該自動車を十・十五モード法により運行する場合に発生し、排気管から排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の走行距離一キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）の、当該自動車及びそれと同一の型式の自動車であつて既に完成検査等を終了したすべてのものにおける平均値が、それぞれ次の表の一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の欄に掲げる値を超えないものであること。

自動車の種別	一酸化炭素	炭化水素	窒素酸化物
イ 専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの	〇・六七	〇・〇八	〇・〇八
ロ 軽自動車であつて、イに掲げるもの以外のもの	三・三〇 （二サイク ルの原動機 を有するも のにあつて は、十三・ 〇）	〇・一三 （二サイク ルの原動機 を有するも のにあつて は、十二・ 〇）	〇・一三 （二サイク ルの原動機 を有するも のにあつて は、〇・三 〇）
ハ 車両総重量が一・七トン以下のものであつて、イ及びロに掲げるもの以外のもの	〇・六七	〇・〇八	〇・〇八
ニ 車両総重量が三・五トン以下のものであつて、イからハまでに掲げるもの以外のもの	二・一〇	〇・〇八	〇・一三

二 当該自動車を細目告示別添四十二「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定する十一モード法により運行する場合に発生し、排気管から排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の排出量をグラムで表した値（炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）により算出した値の当該自動車及び当該自動車と同一の型式の自動車であつて既に完成検査等を終了したすべてのものにおける平均値が、それぞれ次の表の一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の欄に掲げる値を超えないものであること。

自動車の種別	一酸化炭素	炭化水素	窒素酸化物
イ 専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの	十九・〇	二・二〇	一・四〇
ロ 軽自動車であつて、イに掲げるもの以外のもの	三十八・〇 （二サイク ルの原動機	三・五〇 （二サイク ルの原動機	二・二〇 （二サイク ルの原動機

	を有するもの にあっては、百)	を有するもの にあっては、五十・ 〇)	を有するもの にあっては、二・五 〇)
ハ 車両総重量が一・七トン以下のものであって、 イ及びロに掲げるもの以外のもの	十九・〇	二・二〇	一・四〇
ニ 車両総重量が三・五トン以下のものであって、 イからハまでに掲げるもの以外のもの	二十四・〇	二・二〇	一・六〇

71 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車及び小型自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）であって、細目告示第四十一条第一項第一号に掲げる自動車のうち、平成十九年八月三十一日以前に製作されたもの（第二項、第七項、第十一項、第十六項、第二十四項、第三十二項、第四十二項、第五十二項及び第六十項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であって、平成十七年十月一日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）は、細目告示第四十一条第一項第一号の規定にかかわらず、完成検査等の際、当該自動車を別表第一の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値を、同表の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生した仕事率をキロワットで表した値にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値で除して得た値の当該自動車及び当該自動車と同一の型式の自動車であって既に完成検査等を終了したすべてのものにおける平均値が、一酸化炭素については十六・〇、炭化水素については〇・五八、窒素酸化物については一・四〇を超えないものであればよい。

72 軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）であって、細目告示第四十一条第一項第七号に掲げる自動車（同号の表のハに掲げる自動車にあっては車両総重量が二・五トン以下のものに限る。）のうち、平成十九年八月三十一日以前に製作されたもの（第一項の表第三号に掲げる自動車並びに第八項、第十二項、第十七項から第二十項まで、第二十二項、第二十八項、第三十項、第三十一項、第三十三項、第三十四項、第三十七項、第四十三項、第四十七項及び第六十二項から第六十四項までの自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であって、平成十七年十月一日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）は、同告示第四十一条第一項第七号の規定にかかわらず、完成検査等の際、次の基準に適合するものであればよい。

一 十・十五モード法により運行する場合に発生し、排気管から排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離一キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）の、当該自動車及びそれと同一の型式の自動車であって既に完成検査等を終了したすべてのものにおける平均値が、それぞれ次の表の一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。

自動車の種別	一酸化炭素	炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
イ 専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のものうち、車両重量千二百六十五キログラム以下のもの	〇・六三	〇・一二	〇・二八	〇・〇五二
ロ 専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のものうち、イに掲げるもの以外のもの	〇・六三	〇・一二	〇・三〇	〇・〇五六
ハ 車両総重量が一・七トン以下のもので	〇・六三	〇・一二	〇・二八	〇・〇五二

あって、イ及びロに掲げるもの以外のもの				
ニ 車両総重量が二・五トン以下のもの あって、イからハマまでに掲げるもの以外のもの	〇・六三	〇・一二	〇・四九	〇・〇六

二 平成二十年改正告示による改正前の細目告示別添四十五「ディーゼル四モード黒煙の測定方法」に規定する黒煙四モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合が二十五パーセント以下であること。

73 軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）であって、細目告示第四十一条第一項第七号の表のハに掲げる自動車（車両総重量が二・五トンを超えるものに限る。）及び同項第五号に掲げる自動車のうち、平成十九年八月三十一日以前に製作されたもの（第一項の表第三号に掲げる自動車並びに第八項、第十二項、第十七項、第十八項、第二十二項、第二十五項、第二十七項、第三十八項、第四十四項、第四十八項、第五十四項、第六十五項及び第六十六項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であって、平成十七年十月一日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）は、細目告示第四十一条第一項第五号及び第七号の規定にかかわらず、完成検査等の際、次の基準に適合するものであればよい。

一 当該自動車を別表第二の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をグラムで表した値（炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値を、同表の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生した仕事率をキロワットで表した値にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値で除して得た値の当該自動車及び当該自動車と同一の型式の自動車であつて既に完成検査等を終了したすべてのものにおける平均値が、一酸化炭素については二・二二、炭化水素については〇・八七、窒素酸化物については三・三八、粒子状物質については〇・一八を超えないものであること。

二 平成二十年改正告示による改正前の細目告示別添四十五「ディーゼル四モード黒煙の測定方法」に規定する黒煙四モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合が二十五パーセント以下であること。

74 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）であつて、細目告示第四十一条第一項第四号に掲げる自動車のうち、平成十九年八月三十一日（同号の表のニに掲げる自動車については、平成二十年八月三十一日）以前に製作されたもの（第二項から第七項まで、第九項から第十一項まで、第十三項から第十六項まで、第二十一項、第二十三項、第二十四項、第二十六項、第二十九項、第三十二項、第四十一項、第四十二項、第五十一項、第五十二項、第五十七項及び第五十九項から第六十一項までの自動車を除く。）は、同告示第四十一条第一項第四号及び第百十九条第一項第二号の規定にかかわらず、新規検査等の際、次の各号の基準に適合するものであればよい。

一 当該自動車を十・十五モード法により運行する場合に発生し、その排気管から排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の走行距離一キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）が、それぞれ次の表の一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の欄に掲げる値を超えないものであること。

自動車の種別	一酸化炭素	炭化水素	窒素酸化物
イ 専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの	一・二七	〇・一七	〇・一七
ロ 軽自動車であつて、イに掲げるもの以外のもの	五・一一	〇・二五	〇・二五

	(二サイク ルの原動機 を有するも のにあって は、十七・ 〇)	(二サイク ルの原動機 を有するも のにあって は、十五・ 〇)	(二サイク ルの原動機 を有するも のにあって は、〇・五 〇)
ハ 車両総重量が一・七トン以下のものであって、 イ及びロに掲げるもの以外のもの	一・二七	〇・一七	〇・一七
ニ 車両総重量が三・五トン以下のものであって、 イからハまでに掲げるもの以外のもの	三・三六	〇・一七	〇・二五

二 当該自動車を十一モードにより運行する場合に発生し、その排気管から排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の排出量をグラムで表した値(炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値)が、それぞれ次の表の一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の欄に掲げる値を超えないものであること。

自動車の種別	一酸化炭素	炭化水素	窒素酸化物
イ 専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの	三十一・一	四・四二	二・五〇
ロ 軽自動車であつて、イに掲げるもの以外のもの	五十八・九 (二サイク ルの原動機 を有するも のにあって は、百三十)	六・四〇 (二サイク ルの原動機 を有するも のにあって は、七十・ 〇)	三・六三 (二サイク ルの原動機 を有するも のにあって は、四・〇 〇)
ハ 車両総重量が一・七トン以下のものであつて、 イ及びロに掲げるもの以外のもの	三十一・一	四・四二	二・五〇
ニ 車両総重量が三・五トン以下のものであつて、 イからハまでに掲げるもの以外のもの	三十八・五	四・四二	二・七八

75 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車及び小型自動車(型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)であつて、細目告示第四十一条第一項第二号に掲げる自動車のうち、平成十九年八月三十一日以前に製作されたもの(第一項の表第十号に掲げる自動車並びに第二項、第七項、第十一項、第十六項、第二十四項、第三十二項、第四十二項、第五十二項及び第六十項の自動車を除く。)は、細目告示第四十一条第一項第二号及び第百十九条第一項第一号の規定にかかわらず、新規検査等の際、当該自動車を別表第一の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の排出量をグラムで表した値(炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値)にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値を、同表の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生した仕事率をキロワットで表した値にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値で除して得た値が、一酸化炭素については二十六・〇、炭化水素については〇・九九、窒素酸化物については二・〇三を超えないものであればよい。

76 軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車(型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)であつて、細目告示第四十一条第一項第八号に掲げるもの(同号の表のハに掲げる自動車にあつては車両総重量が二・五トン以下のものに限る。)のうち、平成十九年八月三十一日以前に製作されたもの(第一項の表第三号に掲げる自動車並びに第八項、第十二項、第十七項から第二十項まで、第二十二項、第二十八項、第三十項、第三十一項、第三十三項、第三十四項、第三十七項、第四十三項、第四十七項、第六十二項、第六十三項及び第六十七項の自動車を除く。)

道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示【2009.07.30】第28条は、同告示第四十一条第一項第八号及び第百十九条第一項第四号の規定にかかわらず、新規検査等の際、次の基準に適合するものであればよい。ただし、同告示第百十九条第一項第四号の規定の適用を受ける自動車にあっては、第二号の基準は適用しない。

一 当該自動車を十・十五モード法により運行する場合に発生し、排気管から排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離一キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）が、それぞれ次の表の一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

自動車の種別	一酸化炭素	炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
イ 専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のものうち、車両重量千二百六十五キログラム以下のもの	〇・九八	〇・二四	〇・四三	〇・一一
ロ 専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のものうち、イに掲げるもの以外のもの	〇・九八	〇・二四	〇・四五	〇・一一
ハ 車両総重量が一・七トン以下のものであって、イ及びロに掲げるもの以外のもの	〇・九八	〇・二四	〇・四三	〇・一一
ニ 車両総重量が二・五トン以下のものであって、イからハまでに掲げるもの以外のもの	〇・九八	〇・二四	〇・六八	〇・一二

二 平成二十年改正告示による改正前の細目告示別添四十五「ディーゼル四モード黒煙の測定方法」に規定する黒煙四モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合が二十五パーセント以下であること。

77 軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）であって、細目告示第四十一条第一項第八号の表のハに掲げる自動車（車両総重量が二・五トンを超えるものに限る。）及び同項第六号に掲げる自動車のうち、平成十九年八月三十一日以前に製作されたもの（第一項の表第三号及び第十号に掲げる自動車並びに第八項、第十二項、第十七項、第十八項、第二十二項、第二十五項、第二十七項、第三十八項、第四十四項、第四十八項、第五十四項、第六十八項並びに第六十九項の自動車を除く。）は、細目告示第四十一条第一項第六号及び第八号並びに第百十九条第一項第三号及び第四号の規定にかかわらず、新規検査等の際、次の基準に適合するものであればよい。ただし、同告示第百十九条第一項第三号及び第四号の規定の適用を受ける自動車（平成十八年九月三十日以前に製作されたものに限る。）にあっては、第二号の基準は適用しない。

一 当該自動車を別表第二の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値を、同表の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生した仕事率をキロワットで表した値にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値で除して得た値が、一酸化炭素については三・四六、炭化水素については一・四七、窒素酸化物については四・二二、粒子状物質については〇・三五を超えないものであること。

二 平成二十年改正告示による改正前の細目告示別添四十五「ディーゼル四モード黒煙の測定方法」に規定する黒煙四モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合が二十五パーセント以下であること。

- 78 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車（二輪自動車を除く。）及び軽自動車（二輪自動車を除く。）のうち次の各号に掲げるもの以外のものには、点火時期制御方式、触媒反応方式又は国土交通大臣が指定する方式の排出ガス減少装置（排気管から大気中に排出される排出物に含まれる炭化水素又は窒素酸化物を有効に減少させる装置をいう。）であって国土交通大臣の定めるものを備えなければならない。
- 一 昭和四十八年三月三十一日以前に法第七十五条第一項若しくは道路運送車両法の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第六十二号）附則第二条第五項の規定によりその型式について指定を受け、又は施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた自動車であって同年十二月一日以降に製作されたもの
 - 二 昭和四十八年四月一日以降に法第七十五条第一項若しくは道路運送車両法の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第六十二号）附則第二条第五項の規定によりその型式について指定を受け、又は施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた自動車
 - 三 第四項又は第七項の基準に適合すると国土交通大臣が認定した型式の自動車
 - 四 一酸化炭素等発散防止装置指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置認定自動車
 - 五 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量三・五トン未満の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（前各号に掲げるものを除く。）であって、昭和五十年十二月一日（二サイクルの原動機を有する軽自動車（専ら乗用の用に供するものに限る。）及び輸入された自動車にあっては、昭和五十一年四月一日）以降に製作されたもの
 - 六 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量三・五トン未満の普通自動車、小型自動車及び軽自動車以外の自動車であって国土交通大臣が指定するもの（第一号から第四号までに掲げるものを除く。）
 - 七 昭和四十二年十二月三十一日以前に最初に法第七条第一項の新規登録を受けた自動車
 - 八 軽自動車（第一号から第五号までに掲げるものを除く。）
- 79 前項第七号及び第八号の自動車は、国土交通大臣が指示するところにより、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる炭化水素又は窒素酸化物を減少させるように点火装置を調整しなければならない。
- 80 ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外を燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、平成十九年八月三十一日以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成十七年十月一日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、細目告示第四十一条第一項第九号から第十二号まで並びに第百十九条第一項第五号及び第六号の規定は適用しない。
- 81 軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（細目告示第百十九条第一項第四号の規定の適用を受ける自動車に限る。）については、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、平成二十年改正告示による改正前の細目告示第百十九条第一項第十一号の規定は適用しない。
- 82 普通自動車及び小型自動車（第八十四項の表第一号に掲げる自動車を除く。）並びに軽自動車であって型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車及び国土交通大臣が指定する自動車以外の自動車については、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、細目告示第百十九条第二項第四号の規定にかかわらず、新規検査等の際、自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置の機能に支障が生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであればよい。なお、この場合にあっては、同告示第百九十七条第二項第四号の規定を準用する。
- 83 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車（型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車及び国土交通大臣が指定する自動車を除く。）については、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、細目告示第百十九条第四項

道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示【2009.07.30】第28条の規定にかかわらず、新規検査等の際、燃料蒸発ガスの排出を抑制する装置の取付けが確実であり、かつ、損傷なければよいものとする。

84 普通自動車、小型自動車及び大型特殊自動車（型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車及び国土交通大臣が指定する自動車を除く。）のうち次の表の上欄に掲げる自動車については、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、同表下欄に掲げる規定は適用しない。

自動車	条項
<p>一 平成十八年十月一日以降に製作された普通自動車又は小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のものを除く。）であって車両総重量三・五トン（軽油を燃料とする自動車であって平成十九年八月三十一日以前に製作されたものについては車両総重量二・五トン）を超えるもののうち、次のいずれかに該当する自動車</p> <p>イ 保安基準第五十五条の規定により保安基準第二条、第四条又は第四条の二の規定を適用しないものとされたもの（牽引自動車及び専ら乗用の用に供する乗車定員十人以上の自動車であって、本邦において自動車を製作することを業とする者が製作したもの又は自動車を輸入することを業とする者が輸入したものであって外国において本邦に輸出される自動車を製作することを業とする者から自動車を輸入する契約を締結している者が当該契約に基づいて輸入したもの（外国において本邦に輸出される自動車を製作することを業とする者が自ら輸入した自動車を含む。）を除く。）</p> <p>ロ 空港整備法（昭和三十年法律第八十号）第二条一項に規定する空港の管理者が使用する消防自動車（すべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたものに限る。）</p> <p>ハ イ又はロに掲げるもの以外のものであって三以上の車軸に動力を伝達できる動力伝達装置を備えたもの（本邦において自動車を製作することを業とする者が製作したもの又は自動車を輸入することを業とする者が輸入したものであって外国において本邦に輸出される自動車を製作することを業とする者から自動車を輸入する契約を締結している者が当該契約に基づいて輸入したもの（外国において本邦に輸出される自動車を製作することを業とする者が自ら輸入した自動車を含む。）を除く。）</p>	<p>細目告示第百十九条第一項第一号、第三号、第五号及び第十一号並びに第二項</p>
<p>二 平成十八年十月一日以降に製作された軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のものを除く。）であって車両総重量三・五トンを超えるもの（前号に掲げる自動車を除く。）</p>	<p>平成二十年改正告示による改正前の細目告示第百十九条第一項第十一号</p>

三 大型特殊自動車

細目告示第百十九条第一項第七号、第八号及び第十一号並びに第二項

85 ガソリンを燃料とする二輪自動車であって軽自動車（型式認定自動車に限る。）であるものうち、平成十九年八月三十一日以前に製作されたもの（第一項の表第四号のイに掲げる自動車及び輸入された自動車以外の自動車であって平成十八年十月一日以降に認定を受けた型式認定自動車を除く。）は、細目告示第四十一条第一項第十七号の規定にかかわらず、施行規則第六十二条の三第五項の検査の際、当該自動車を道路運送車両の保安基準の細目を定める告示を改正する告示（平成十七年国土交通省告示第九百九号）による改正前の細目告示別添四十四「二輪車モード排出ガスの測定方法」に規定する二輪車モード法（以下単に「二輪車暖機モード法」という。）により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の走行距離一キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素にあつては炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）の当該自動車及び当該自動車と同一の型式の自動車であつて既に施行規則第六十二条の三第五項の検査を終了したすべてのものにおける平均値が、それぞれ次の表の上欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

自動車の種別	一酸化炭素	炭化水素	窒素酸化物
イ 二サイクルの原動機を有するもの	八・〇〇	三・〇〇	〇・一〇
ロ 四サイクルの原動機を有するもの	十三・〇	二・〇〇	〇・三〇

86 ガソリンを燃料とする二輪自動車であつて小型自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）であるものうち、平成二十年八月三十一日以前に製作されたもの（第一項の表第四号のロに掲げる自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて平成十九年十月一日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）は、細目告示第四十一条第一項第十七号の規定にかかわらず、完成検査等の際、当該自動車を二輪車暖機モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の走行距離一キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素にあつては炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）の当該自動車及び当該自動車と同一の型式の自動車であつて既に完成検査等を終了したすべてのものにおける平均値が、それぞれ次の表の上欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

自動車の種別	一酸化炭素	炭化水素	窒素酸化物
イ 二サイクルの原動機を有するもの	八・〇〇	三・〇〇	〇・一〇
ロ 四サイクルの原動機を有するもの	十三・〇	二・〇〇	〇・三〇

87 ガソリンを燃料とする二輪自動車であつて小型自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）であるものうち、平成二十年八月三十一日以前に製作されたもの（第一項の表第四号ロに掲げる自動車を除く。）は、細目告示第四十一条第一項第十八号及び第百十九条第一項第九号の規定にかかわらず、新規検査等の際、当該自動車を二輪車暖機モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の走行距離一キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素にあつては炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）がそれぞれ次の表の上欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

自動車の種別	一酸化炭素	炭化水素	窒素酸化物
イ 二サイクルの原動機を有するもの	十四・四	五・二六	〇・一四
ロ 四サイクルの原動機を有するもの	二十・〇	二・九三	〇・五一

88 ガソリンを燃料とする二輪自動車であって軽自動車であるもののうち、平成十九年八月三十一日以前に製作されたもの（第一項の表第四号のイに掲げる自動車及び輸入された自動車以外の自動車であって平成十八年十月一日以降に認定を受けた型式認定自動車を除く。）については、細目告示第四十一条第一項第十九号、第百十九条第一項第十号及び第百九十七条第一項第一号の規定にかかわらず、原動機を無負荷運転している状態で発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素の容量比で表した測定値及び同排出物に含まれる炭化水素のノルマルヘキサン当量による容量比で表した測定値が、次の表の上欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素及び炭化水素の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

自動車の種別	一酸化炭素	炭化水素
イ 二サイクルの原動機を有するもの	四・五パーセント	百万分の七千八百
ロ 四サイクルの原動機を有するもの	四・五パーセント	百万分の二千

89 ガソリンを燃料とする二輪自動車であって小型自動車であるもののうち、平成二十年八月三十一日以前に製作されたもの（第一項の表第四号のロに掲げる自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であって平成十九年十月一日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、細目告示第四十一条第一項第十九号、第百十九条第一項第十号及び第百九十七条第一項第一号の規定にかかわらず、原動機を無負荷運転している状態で発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素の容量比で表した測定値及び同排出物に含まれる炭化水素のノルマルヘキサン当量による容量比で表した測定値が、次の表の上欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素及び炭化水素の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

自動車の種別	一酸化炭素	炭化水素
イ 二サイクルの原動機を有するもの	四・五パーセント	百万分の七千八百
ロ 四サイクルの原動機を有するもの	四・五パーセント	百万分の二千

90 軽油を燃料とする大型特殊自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）及び小型特殊自動車（型式認定自動車に限る。）のうち、平成二十年八月三十一日以前に製作された定格出力が130kW以上560kW未満である原動機を備えたもの（第一項の表第七号に掲げる自動車及び輸入された自動車以外の自動車であって平成十八年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式認定自動車を除く。）は、細目告示第四十一条第一項第十五号の規定にかかわらず、大型特殊自動車にあつては完成検査等の際、小型特殊自動車にあつては施行規則第六十二条の三第五項の検査の際、細目告示別添四十三「ディーゼル特殊自動車八モード排出ガスの測定方法」に規定するディーゼル特殊自動車八モード法（以下「ディーゼル特殊自動車八モード法」という。）により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をグラムで表した値（炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）を、同ディーゼル特殊自動車八モード法により運行する場合に発生した仕事量をキロワット時で表した値でそれぞれ除して得た値の当該自動車及び当該自動車と同一の型式の自動車であつて既に完成検査等又は施行規則第六十二条の三第五項の検査を終了したすべてのものにおける平均値が、一酸化炭素については三・五〇、炭化水素については一・〇〇、窒素酸化物については六・〇〇、粒子状物質については〇・二〇を超えないものであればよい。

91 軽油を燃料とする大型特殊自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）のうち、平成二十年八月三十一日以前に製作された定格出力が130kW以上560kW未満である原動機を備えたもの（第一項の表第七号に掲げる自動車を除く。）は、細目告示第四十一条第一

道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示【2009.07.30】第28条項第十六号及び第百十九条第一項第八号の規定にかかわらず、新規検査等の際、ディーゼル特殊自動車八モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をグラムで表した値（炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）を、同ディーゼル特殊自動車八モード法により運行する場合に発生した仕事量をキロワット時で表した値でそれぞれ除して得た値が、一酸化炭素については四・五五、炭化水素については一・三〇、窒素酸化物については七・八〇、粒子状物質については〇・二六を超えないものであればよい。

- 92 軽油を燃料とする大型特殊自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）及び小型特殊自動車（型式認定自動車に限る。）のうち、平成二十年八月三十一日以前に製作された定格出力が19kW以上37kW未満である原動機を備えたもの（第一項の表第七号に掲げる自動車及び輸入された自動車以外の自動車であつて平成十九年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式認定自動車を除く。）は、細目告示第四十一条第一項第十五号の規定にかかわらず、大型特殊自動車にあつては完成検査等の際、小型特殊自動車にあつては施行規則第六十二条の三第五項の検査の際、ディーゼル特殊自動車八モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をグラムで表した値（炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）を、同ディーゼル特殊自動車八モード法により運行する場合に発生した仕事量をキロワット時で表した値でそれぞれ除して得た値の当該自動車及び当該自動車と同一の型式の自動車であつて既に完成検査等又は施行規則第六十二条の三第五項の検査を終了したすべてのものにおける平均値が、一酸化炭素については五・〇〇、炭化水素については一・五〇、窒素酸化物については八・〇〇、粒子状物質については〇・八〇を超えないものであればよい。
- 93 軽油を燃料とする大型特殊自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）のうち、平成二十年八月三十一日以前に製作された定格出力が19kW以上37kW未満である原動機を備えたもの（第一項の表第七号に掲げる自動車を除く。）は、細目告示第四十一条第一項第十六号及び第百十九条第一項第八号の規定にかかわらず、新規検査等の際、ディーゼル特殊自動車八モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をグラムで表した値（炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）を、同ディーゼル特殊自動車八モード法により運行する場合に発生した仕事量をキロワット時で表した値でそれぞれ除して得た値が、一酸化炭素については六・五〇、炭化水素については一・九五、窒素酸化物については十・四〇、粒子状物質については一・〇四を超えないものであればよい。
- 94 軽油を燃料とする大型特殊自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）及び小型特殊自動車（型式認定自動車に限る。）のうち、平成二十年八月三十一日以前に製作された定格出力が75kW以上130kW未満である原動機を備えたもの（第一項の表第七号に掲げる自動車及び輸入された自動車以外の自動車であつて平成十九年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式認定自動車を除く。）は、細目告示第四十一条第一項第十五号の規定にかかわらず、大型特殊自動車にあつては完成検査等の際、小型特殊自動車にあつては施行規則第六十二条の三第五項の検査の際、ディーゼル特殊自動車八モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をグラムで表した値（炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）を、同ディーゼル特殊自動車八モード法により運行する場合に発生した仕事量をキロワット時で表した値でそれぞれ除して得た値の当該自動車及び当該自動車と同一の型式の自動車であつて既に完成検査又は施行規則第六十二条の三第五項の検査を終了したすべてのものにおける平均値が、一酸化炭素については五・〇〇、

道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示【2009.07.30】第28条炭化水素については一・〇〇、窒素酸化物については六・〇〇、粒子状物質については〇・三〇を超えないものであればよい。

- 95 軽油を燃料とする大型特殊自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）のうち、平成二十年八月三十一日以前に製作された定格出力が75kW以上130kW未満である原動機を備えたもの（第一項の表第七号に掲げる自動車を除く。）は、細目告示第四十一条第一項第十六号及び第百十九条第一項第八号の規定にかかわらず、新規検査等の際、ディーゼル特殊自動車八モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をグラムで表した値（炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）を、同ディーゼル特殊自動車八モード法により運行する場合に発生した仕事量をキロワット時で表した値でそれぞれ除して得た値が、一酸化炭素については六・五〇、炭化水素については一・三〇、窒素酸化物については七・八〇、粒子状物質については〇・三九を超えないものであればよい。
- 96 軽油を燃料とする大型特殊自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）及び小型特殊自動車（型式認定自動車に限る。）のうち、平成二十一年八月三十一日以前に製作された定格出力が37kW以上56kW未満である原動機を備えたもの（第一項の表第七号に掲げる自動車及び輸入された自動車以外の自動車であつて、平成二十年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式認定自動車を除く。）は、細目告示第四十一条第一項第十五号の規定にかかわらず、大型特殊自動車にあつては完成検査等の際、小型特殊自動車にあつては施行規則第六十二条の三第五項の検査の際、ディーゼル特殊自動車八モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をグラムで表した値（炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）を、同ディーゼル特殊自動車八モード法により運行する場合に発生した仕事量をキロワット時で表した値でそれぞれ除して得た値の当該自動車及び当該自動車と同一の型式の自動車であつて既に完成検査又は施行規則第六十二条の三第五項の検査を終了したすべてのものにおける平均値が、一酸化炭素については五・〇〇、炭化水素については一・三〇、窒素酸化物については七・〇〇、粒子状物質については〇・四〇を超えないものであればよい。
- 97 軽油を燃料とする大型特殊自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）のうち、平成二十一年八月三十一日以前に製作された定格出力が37kW以上56kW未満である原動機を備えたもの（第一項の表第七号に掲げる自動車を除く。）は、細目告示第四十一条第一項第十六号及び第百十九条第一項第八号の規定にかかわらず、新規検査等の際、ディーゼル特殊自動車八モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をグラムで表した値（炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）を、同ディーゼル特殊自動車八モード法により運行する場合に発生した仕事量をキロワット時で表した値でそれぞれ除して得た値が、一酸化炭素については六・五〇、炭化水素については一・六九、窒素酸化物については九・一〇、粒子状物質については〇・五二を超えないものであればよい。
- 98 軽油を燃料とする大型特殊自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）及び小型特殊自動車（型式認定自動車に限る。）のうち、平成二十二年八月三十一日以前に製作された定格出力が56kW以上75kW未満である原動機を備えたもの（第一項の表第七号に掲げる自動車及び輸入された自動車以外の自動車であつて平成二十年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式認定自動車を除く。）は、細目告示第四十一条第一項第十五号の規定にかかわらず、大型特殊自動車にあつては完成検査等の際、小型特殊自動車にあつては施行規則第六十二条の三第五項の検査の際、ディーゼル特殊自動車八モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含ま

道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示【2009.07.30】第28条れる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）を、同ディーゼル特殊自動車八モード法により運行する場合に発生した仕事量をキロワット時で表した値でそれぞれ除して得た値の当該自動車及び当該自動車と同一の型式の自動車であって既に完成検査等又は施行規則第六十二条の三第五項の検査を終了したすべてのものにおける平均値が、一酸化炭素については五・〇〇、炭化水素については一・三〇、窒素酸化物については七・〇〇、粒子状物質については〇・四〇を超えないものであればよい。

- 99 軽油を燃料とする大型特殊自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）のうち、平成二十二年八月三十一日以前に製作された定格出力が56kW以上75kW未満である原動機を備えたもの（第一項の表第七号に掲げる自動車を除く。）は、細目告示第四十一条第一項第十六号及び第百十九条第一項第八号の規定にかかわらず、新規検査等の際、ディーゼル特殊自動車八モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）を、同ディーゼル特殊自動車八モード法により運行する場合に発生した仕事量をキロワット時で表した値でそれぞれ除して得た値が、一酸化炭素については六・五〇、炭化水素については一・六九、窒素酸化物については九・一〇、粒子状物質については〇・五二を超えないものであればよい。
- 100 第九十項、第九十二項、第九十四項、第九十六項及び第九十八項に規定する自動車については、細目告示第四十一条第一項第二十号の規定にかかわらず、大型特殊自動車にあっては完成検査等の際、小型特殊自動車にあっては施行規則第六十二条の三第五項の検査の際、第九十一項、第九十三項、第九十五項、第九十七項及び第九十九項に規定する自動車については、細目告示第四十一条第一項第二十号及び第百十九条第一項第十一号の規定にかかわらず、新規検査等の際、ディーゼル特殊自動車八モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合いが四十パーセントを超えないものであればよい。
- 101 第九十項、第九十二項、第九十四項、第九十六項及び第九十八項に規定する自動車については、細目告示第四十一条第一項第二十一号の規定（細目告示第五条第四号、第五号、第七号及び第九号に掲げる場合に限る。）にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成十七年国土交通省告示第千四百号）による改正前の細目告示別添四十六「無負荷急加速黒煙の測定方法」に規定する運転条件で原動機を無負荷のまま急速に加速させた場合において、アクセルペダルを踏み込み始めた時から発生する排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合いが四十パーセント以下であればよい。ただし、細目告示第五条第一号及び第百六十一条第一項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる場合において、当該測定の前に細目告示別添百九に規定する方法により排出ガスの光吸収係数を測定した場合にあっては、当該光吸収係数が一・六二 m^{-1} 以下であればよい。
- 102 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）であって、細目告示第四十一条第一項第三号に掲げる自動車のうち、平成十五年十月一日から平成二十二年八月三十一日までに製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって平成二十年十月一日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成二十年九月三十日以前に指定を受けた型式指定自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠、軸距、主制動装置の種類並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるものは除く。）及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに細目告示別添四十八に規定するJ-OBDⅡを備えた自動車を除く。）は、細目告示第四十一条第一項第三号の規定にかかわらず、完成検査等の際、十・十五モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化

道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示【2009.07.30】第28条炭素、非メタン炭化水素及び窒素酸化物の走行距離一キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）に〇・八八を乗じた値に、十一モード法により運行する場合に発生し、排気管から排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素及び窒素酸化物の走行距離一キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）に〇・一二を乗じた値をそれぞれ加算した値の、当該自動車及びそれと同一の型式の自動車であつて既に完成検査等を終了したすべてのものにおける平均値が、次の表の上欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素及び窒素酸化物の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物
イ 専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車	一・一五	〇・〇五	〇・〇五
ロ 車両総重量が一・七トン以下の普通自動車又は小型自動車であつて、イに掲げるもの以外のもの	一・一五	〇・〇五	〇・〇五
ハ 車両総重量が三・五トン以下の普通自動車又は小型自動車であつて、イ及びロに掲げるもの以外のもの	二・五五	〇・〇五	〇・〇七
ニ 軽自動車であつて、イに掲げるもの以外のもの	四・〇二	〇・〇五	〇・〇五

103 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）であつて、細目告示第四十一条第一項第四号に掲げる自動車のうち、平成十五年十月一日から平成二十二年八月三十一日までに製作されたもの（細目告示別添四十八に規定するJ-OBDⅡを備えた自動車を除く。）は、細目告示第四十一条第一項第四号及び第百十九条第一項第二号の規定にかかわらず、新規検査等の際、十・十五モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素及び窒素酸化物の走行距離一キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）に〇・八八を乗じた値に、十一モード法により運行する場合に発生し、当該排気管から排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素及び窒素酸化物の走行距離一キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）に〇・一二を乗じた値をそれぞれ加算した値が、次の表の上欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素及び窒素酸化物の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物
イ 専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車	一・九二	〇・〇八	〇・〇八
ロ 車両総重量が一・七トン以下の普通自動車又は小型自動車であつて、イに掲げるもの以外のもの	一・九二	〇・〇八	〇・〇八
ハ 車両総重量が三・五トン以下の普通自動車又は小型自動車であつて、イ及びロに掲げるもの以外のもの	四・〇八	〇・〇八	〇・一〇
ニ 軽自動車であつて、イに掲げるもの以外のもの	六・六七	〇・〇八	〇・〇八

104 軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）であつて、細目告示第四十一条第一項第七号に掲げる自動車のうち、平成十

道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示【2009.07.30】第28条五年十月一日から平成二十二年八月三十一日までに製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって平成二十年十月一日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成二十年九月三十日以前に指定を受けた型式指定自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠、軸距、主制動装置の種類並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるものは除く。）及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）は、細目告示第四十一条第一項第七号の規定にかかわらず、完成検査等の際、次の基準に適合するものであればよい。

一 十・十五モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離一キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）に〇・八八を乗じた値に、十一モード法により運行する場合に発生し、当該排気管から排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質の走行距離一キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）に〇・一二を乗じた値をそれぞれ加算した値の、当該自動車及びそれと同一の型式の自動車であつて既に完成検査等を終了したすべてのものにおける平均値が、次の表の上欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。

自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
イ 専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通自動車又は小型自動車であつて、車両重量が千二百六十五キログラム以下のもの	〇・六三	〇・〇二四	〇・一四	〇・〇一三
ロ 専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通自動車又は小型自動車であつて、イに掲げるもの以外のもの	〇・六三	〇・〇二四	〇・一五	〇・〇一四
ハ 車両総重量が一・七トン以下の普通自動車又は小型自動車であつて、イ及びロに掲げるもの以外のもの	〇・六三	〇・〇二四	〇・一四	〇・〇一三
ニ 車両総重量が三・五トン以下の普通自動車又は小型自動車であつて、イからハまでに掲げるもの以外のもの	〇・六三	〇・〇二四	〇・二五	〇・〇一五

二 平成二十年改正告示による改正前の細目告示別添四十五に規定する黒煙四モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合が二十五パーセント以下であること。

105 軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）であつて、細目告示第四十一条第一項第八号に掲げる自動車のうち、平成十五年十月一日から平成二十二年八月三十一日までに製作されたものは、細目告示第四十一条第一項第八号及び第百十九条第一項第四号の規定にかかわらず、新規検査等の際、次の基準に適合するものであればよい。

一 十・十五モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離一キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表し

道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示【2009.07.30】第28条た値をグラムに換算した値)に〇・八八を乗じた値に、十一モード法により運行する場合に発生し、当該排気管から排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離一キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値(非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値)に〇・一二を乗じた値をそれぞれ加算した値が、次の表の上欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。

自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
イ 専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通自動車又は小型自動車であつて、車両重量が千二百六十五キログラム以下のもの	〇・八四	〇・〇三二	〇・一九	〇・〇一七
ロ 専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通自動車又は小型自動車であつて、イに掲げるもの以外のもの	〇・八四	〇・〇三二	〇・二〇	〇・〇一九
ハ 車両総重量が一・七トン以下の普通自動車又は小型自動車であつて、イ及びロに掲げるもの以外のもの	〇・八四	〇・〇三二	〇・一九	〇・〇一七
ニ 車両総重量が三・五トン以下の普通自動車又は小型自動車であつて、イからハまでに掲げるもの以外のもの	〇・八四	〇・〇三二	〇・三三	〇・〇二〇

二 平成二十年改正告示による改正前の細目告示別添四十五に規定する黒煙四モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合が二十五パーセント以下であること。

106 ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外を燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車(型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。)であつて、細目告示第四十一条第一項第十一号に掲げる自動車のうち、平成十五年十月一日から平成二十二年八月三十一日までに製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であつて平成二十年十月一日以降に指定を受けた型式指定自動車(平成二十年九月三十日以前に指定を受けた型式指定自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠、軸距、主制動装置の種類並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるものは除く。)及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)は、細目告示第四十一条第一項第十一号の規定にかかわらず、完成検査等の際、十・十五モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離一キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値(非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値)に〇・八八を乗じた値に、十一モード法により運行する場合に発生し、当該排気管から排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離一キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値(非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値)に〇・一二を乗じた値をそれぞれ加算した値の、当該自動車及びそれと同一の型式の自動車であつて既に完成検査等を終了したすべてのものにおける平均値が、次の表の上欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

自動車の種別	一酸化炭素	非メタン	窒素酸化物	粒子状物質
--------	-------	------	-------	-------

		炭化水素		
イ 専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車であって、車両重量が千二百六十五キログラム以下のもの	一・一五	〇・〇五	〇・一四	〇・〇一三
ロ 専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車であって、イに掲げるもの以外のもの	一・一五	〇・〇五	〇・一五	〇・〇一四
ハ 車両総重量が一・七トン以下の普通自動車又は小型自動車であって、イ及びロに掲げるもの以外のもの	一・一五	〇・〇五	〇・一四	〇・〇一三
ニ 車両総重量が三・五トン以下の普通自動車又は小型自動車であって、イからハまでに掲げるもの以外のもの	二・五五	〇・〇五	〇・二五	〇・〇一五
ホ 軽自動車であって、イ及びロに掲げるもの以外のもの	四・〇二	〇・〇五	〇・一五	〇・〇一四

二 平成二十年改正告示による改正前の細目告示別添四十五に規定する黒煙四モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合が二十五パーセント以下であること。

107 ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外を燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）であって、細目告示第四十一条第一項第十二号に掲げる自動車のうち、平成十五年十月一日から平成二十二年八月三十一日までに製作されたものは、細目告示第四十一条第一項第十二号及び第百十九条第一項第六号の規定にかかわらず、新規検査等の際、十・十五モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離一キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）に〇・八八を乗じた値に、十一モード法により運行する場合に発生し、当該排気管から排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離一キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）に〇・一二を乗じた値をそれぞれ加算した値が、次の表の上欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
イ 専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車であって、車両重量が千二百六十五キログラム以下のもの	一・九二	〇・〇八	〇・一九	〇・〇一七
ロ 専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車であって、イに掲げるもの以外のもの	一・九二	〇・〇八	〇・二〇	〇・〇一九
ハ 車両総重量が一・七トン以下の普通自動車又は小型自動車であって、イ及びロに掲げるもの以外のもの	一・九二	〇・〇八	〇・一九	〇・〇一七

ニ 車両総重量が三・五トン以下の普通自動車又は小型自動車であって、イからハまでに掲げるもの以外のもの	四・〇八	〇・〇八	〇・三三	〇・〇二〇
ホ 軽自動車であって、イ及びロに掲げるもの以外のもの	六・六七	〇・〇八	〇・二〇	〇・〇一九

108 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）であって、細目告示第四十一条第一項第三号に掲げる自動車のうち、平成十八年十一月一日から平成二十五年二月二十八日（吸蔵型窒素酸化物還元触媒を備えたガソリン直接噴射式の原動機を有する自動車（以下「窒素酸化物還元触媒付ガソリン直噴車」という。）にあつては、平成二十二年八月三十一日）までに製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であつて平成二十三年四月一日（窒素酸化物還元触媒付ガソリン直噴車にあつては、平成二十一年十月一日）以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）は、細目告示第四十一条第一項第三号の規定にかかわらず、完成検査等の際、十・十五モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素及び窒素酸化物の走行距離一キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）に〇・七五を乗じた値に、細目告示別添四十二に規定するJCOHCモード法（以下単に「JCOHCモード法」という。）（ただし、等価慣性重量の設定、試験燃料の性状等及びその他の項目については、平成十八年改正告示による改正前の細目告示別添四十二の規定を適用するものとする。次項から第百十三項までにおいて同じ。）により運行する場合に発生し、当該排気管から排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素及び窒素酸化物の走行距離一キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）に〇・二五を乗じた値をそれぞれ加算した値の、当該自動車及びそれと同一の型式の自動車であつて既に完成検査等を終了したすべてのものにおける平均値が、次の表の上欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素及び窒素酸化物の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物
イ 専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車	一・一五	〇・〇五	〇・〇五
ロ 車両総重量が一・七トン以下の普通自動車又は小型自動車であつて、イに掲げるもの以外のもの	一・一五	〇・〇五	〇・〇五
ハ 車両総重量が三・五トン以下の普通自動車又は小型自動車であつて、イ及びロに掲げるもの以外のもの	二・五五	〇・〇五	〇・〇七
ニ 軽自動車であつて、イに掲げるもの以外のもの	四・〇二	〇・〇五	〇・〇五

109 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）であつて、細目告示第四十一条第一項第四号に掲げる自動車のうち、平成十八年十一月一日から平成二十五年二月二十八日（窒素酸化物還元触媒付ガソリン直噴車にあつては、平成二十二年八月三十一日）までに製作されたものは、細目告示第四十一条第一項第四号及び第百十九条第一項第二号の規定にかかわらず、新規検査等の際、十・十五モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素及び窒素酸化物の走行距離一キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）に〇・七五を乗じた値に、JCOHCモード法により運行する場合に発生し、当該排気管から

道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示【2009.07.30】第28条
 排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素及び窒素酸化物の走行距離一キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）に〇・二五を乗じた値をそれぞれ加算した値が、次の表の上欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素及び窒素酸化物の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物
イ 専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車	一・九二	〇・〇八	〇・〇八
ロ 車両総重量が一・七トン以下の普通自動車又は小型自動車であつて、イに掲げるもの以外のもの	一・九二	〇・〇八	〇・〇八
ハ 車両総重量が三・五トン以下の普通自動車又は小型自動車であつて、イ及びロに掲げるもの以外のもの	四・〇八	〇・〇八	〇・一〇
ニ 軽自動車であつて、イに掲げるもの以外のもの	六・六七	〇・〇八	〇・〇八

110 軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）であつて、細目告示第四十一条第一項第七号に掲げる自動車のうち、平成十八年十一月一日から平成二十二年八月三十一日（車両総重量が一・七トンを超え二・五トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のものを除く。））にあつては、平成二十三年八月三十一日）までに製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であつて平成二十一年十月一日（車両総重量が、一・七トンを超え二・五トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のものを除く。））にあつては、平成二十二年十月一日）以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）は、細目告示第四十一条第一項第七号の規定にかかわらず、完成検査等の際、次の基準に適合するものであればよい。

一 十・十五モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離一キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）に〇・七五を乗じた値に、J C〇八Cモード法（粒子状物質の測定方法については、平成二十年改正告示による改正前の細目告示別添四十二の規定を適用するものとする。次項から第百十三項まで、第百二十七項、第百二十八項、第百三十一項及び第百三十二項において同じ。）により運行する場合に発生し、当該排気管から排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離一キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）に〇・二五を乗じた値をそれぞれ加算した値の、当該自動車及びそれと同一の型式の自動車であつて既に完成検査等を終了したすべてのものにおける平均値が、次の表の上欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
イ 専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通自動車又は小型自動車であつて、車両重量が千二百六十五キログラム以下のもの	〇・六三	〇・〇二四	〇・一四	〇・〇一三
ロ 専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通自動車又は小型自動車であつ	〇・六三	〇・〇二四	〇・一五	〇・〇一四

て、イに掲げるもの以外のもの				
ハ 車両総重量が一・七トン以下の普通自動車又は小型自動車であって、イ及びロに掲げるもの以外のもの	〇・六三	〇・〇二四	〇・一四	〇・〇一三
ニ 車両総重量が三・五トン以下の普通自動車又は小型自動車であって、イからハまでに掲げるもの以外のもの	〇・六三	〇・〇二四	〇・二五	〇・〇一五

二 平成二十年改正告示による改正前の細目告示別添四十五に規定する黒煙四モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合が二十五パーセント以下であること。

111 軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）であって、細目告示第四十一条第一項第八号に掲げる自動車のうち、平成十八年十一月一日から平成二十二年八月三十一日（車両総重量が一・七トンを超え二・五トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のものを除く。））にあつては、平成二十三年八月三十一日）までに製作されたものは、細目告示第四十一条第一項第八号及び第百十九条第一項第四号の規定にかかわらず、新規検査等の際、次の基準に適合するものであればよい。

一 十・十五モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離一キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）に〇・七五を乗じた値に、JCO8Cモード法により運行する場合に発生し、当該排気管から排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離一キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）に〇・二五を乗じた値をそれぞれ加算した値が、次の表の上欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。

自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
イ 専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通自動車又は小型自動車であつて、車両重量が千二百六十五キログラム以下のもの	〇・八四	〇・〇三二	〇・一九	〇・〇一七
ロ 専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通自動車又は小型自動車であつて、イに掲げるもの以外のもの	〇・八四	〇・〇三二	〇・二〇	〇・〇一九
ハ 車両総重量が一・七トン以下の普通自動車又は小型自動車であつて、イ及びロに掲げるもの以外のもの	〇・八四	〇・〇三二	〇・一九	〇・〇一七
ニ 車両総重量が三・五トン以下の普通自動車又は小型自動車であつて、イからハまでに掲げるもの以外のもの	〇・八四	〇・〇三二	〇・三三	〇・〇二〇

二 平成二十年改正告示による改正前の細目告示別添四十五に規定する黒煙四モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合が二十五パーセント以下であること。

112 ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外を燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車（型

道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示【2009.07.30】第28条式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）であって、細目告示第四十一条第一項第十一号に掲げる自動車のうち、平成十八年十一月一日から平成二十二年八月三十一日までに製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって平成二十一年十月一日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）は、細目告示第四十一条第一項第十一号の規定にかかわらず、完成検査等の際、十・十五モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離一キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）に〇・七五を乗じた値に、JCOHCモード法により運行する場合に発生し、当該排気管から排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離一キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）に〇・二五を乗じた値をそれぞれ加算した値の、当該自動車及びそれと同一の型式の自動車であつて既に完成検査等を終了したすべてのものにおける平均値が、次の表の上欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
イ 専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車であつて、車両重量が千二百六十五キログラム以下のもの	一・一五	〇・〇五	〇・一四	〇・〇一三
ロ 専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車であつて、イに掲げるもの以外のもの	一・一五	〇・〇五	〇・一五	〇・〇一四
ハ 車両総重量が一・七トン以下の普通自動車又は小型自動車であつて、イ及びロに掲げるもの以外のもの	一・一五	〇・〇五	〇・一四	〇・〇一三
ニ 車両総重量が三・五トン以下の普通自動車又は小型自動車であつて、イからハまでに掲げるもの以外のもの	二・五五	〇・〇五	〇・二五	〇・〇一五
ホ 軽自動車であつて、イ及びロに掲げるもの以外のもの	四・〇二	〇・〇五	〇・一五	〇・〇一四

113 ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外を燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）であつて、細目告示第四十一条第一項第十二号に掲げる自動車のうち、平成十八年十一月一日から平成二十二年八月三十一日までに製作されたものは、細目告示第四十一条第一項第十二号及び第百十九条第一項第六号の規定にかかわらず、新規検査等の際、十・十五モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離一キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）に〇・七五を乗じた値に、JCOHCモード法により運行する場合に発生し、当該排気管から排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離一キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）に〇・二五を乗じた値をそれぞれ加算した値が、次の表の上欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないもの

道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示【2009.07.30】第28条であればよい。

自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
イ 専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車であって、車両重量が千二百六十五キログラム以下のもの	一・九二	〇・〇八	〇・一九	〇・〇一七
ロ 専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車であって、イに掲げるもの以外のもの	一・九二	〇・〇八	〇・二〇	〇・〇一九
ハ 車両総重量が一・七トン以下の普通自動車又は小型自動車であって、イ及びロに掲げるもの以外のもの	一・九二	〇・〇八	〇・一九	〇・〇一七
ニ 車両総重量が三・五トン以下の普通自動車又は小型自動車であって、イからハまでに掲げるもの以外のもの	四・〇八	〇・〇八	〇・三三	〇・〇二〇
ホ 軽自動車であって、イ及びロに掲げるもの以外のもの	六・六七	〇・〇八	〇・二〇	〇・〇一九

114 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車又は小型自動車（二輪自動車を除く。）であって専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの又は車両総重量三・五トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のものを除く。）並びに軽自動車（二輪自動車を除く。）のうち、平成二十二年八月三十一日以前に製作されたもの（第一項の表第五号に掲げる自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であって平成二十年十月一日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成二十年九月三十日以前に指定を受けた型式指定自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠、軸距、主制動装置の種類並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるものは除く。）及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）は、細目告示第四十一条第二項第四号及び第百十九条第二項第四号の規定にかかわらず、平成十八年改正告示による改正前の細目告示別添四十八「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」に適合する装置を備えればよい。

115 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車又は小型自動車（二輪自動車を除く。）であって専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの又は車両総重量三・五トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のものを除く。）並びに軽自動車（二輪自動車を除く。）のうち、平成二十五年二月二十八日以前に製作されたもの（第一項の表第五号に掲げる自動車及び第百十四号の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であって平成二十三年四月一日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）は、細目告示第四十一条第二項第四号及び第百十九条第二項第四号に規定する別添四十八「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」の適用について、試験モードについてはJCO8Hモード法に代えて十・十五モード法を適用することができるものとする。この場合において、JCO8Cモード法による測定を行う場合の等価慣性重量の設定及び試験燃料の性状等については、平成十八年改正告示による改正前の細目告示別添四十二「軽・中量車排出ガスの測定方法」の規定を適用するものとする。

116 ガソリンを燃料とする自動車のうち、平成二十三年三月三十一日（輸入された自動車にあっては、平成二十五年二月二十八日）以前に製作されたもの（第一項の表第二号に掲げる自動車及び第

道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示【2009.07.30】第28条五十八項の自動車を除く。）並びに平成二十三年三月三十一日（輸入された自動車にあっては、平成二十五年二月二十八日）以前に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに国土交通大臣が指定する自動車であって平成二十三年四月一日（輸入された自動車にあっては、平成二十五年三月一日）以降に製作されたものについては、細目告示第四十一条第四項及び第百十九条第四項の規定にかかわらず、平成十八年改正告示による改正前の別添四十九「燃料蒸発ガスの測定方法」に規定する運転条件及び測定条件により測定した燃料から蒸発する炭化水素の排出量をグラムで表した値（炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）が二・〇グラムを超えないものであればよい。

117 細目告示第四十一条第一項第五号から第八号までの自動車であって次に掲げるもの（第一項の表の第三号に掲げる自動車並びに第八項、第十二項、第十七項から第二十項まで、第二十二項、第二十五項、第二十七項、第三十項、第三十一項、第三十三項、第三十四項、第三十七項、第三十八項、第四十三項、第四十四項、第四十七項、第四十八項及び第五十四項の自動車を除く。）については、同条第一項第二十一号及び細目告示第百九十七条第一項第二号の規定にかかわらず、細目告示別添四十六に規定する方法により測定する黒煙による汚染度が二十五パーセント以下でなければならない。ただし、細目告示第五条第一号及び第百六十一条第一項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる場合において、当該測定の前に細目告示別添百九に規定する方法により排出ガスの光吸収係数を測定した場合にあっては、当該光吸収係数が 0.80m^{-1} 以下であればよい。

一 細目告示第四十一条第一項第五号又は第七号の自動車のうち、次に掲げるもの

イ 平成十九年八月三十一日（輸入された自動車にあっては、平成二十年七月三十一日）以前に法第七十五条第一項の指定の申請を行った型式指定自動車

ロ 平成十九年八月三十一日（輸入された自動車にあっては、平成二十年七月三十一日）以前に法第七十五条の二第一項の指定の申請を行った一酸化炭素等発散防止装置を備えた一酸化炭素等発散防止装置指定自動車

二 細目告示第四十一条第一項第六号又は第八号の自動車のうち、国土交通大臣が定めるもの

118 細目告示第百十九条第一項第三号又は第四号の自動車（第一項の表の第三号に掲げる自動車並びに第八項、第十二項、第十七項から第二十項まで、第二十二項、第二十五項、第二十七項、第三十項、第三十一項、第三十三項、第三十四項、第三十七項、第三十八項、第四十三項、第四十四項、第四十七項、第四十八項及び第五十四項の自動車を除く。）であって、平成十九年八月三十一日（輸入された自動車にあっては、平成二十年七月三十一日）以前に新規検査等において保安基準に適合していると認められたものについては、同条第一項第十二号及び細目告示第百九十七条第一項第二号の規定にかかわらず、細目告示別添四十六に規定する方法により測定する黒煙による汚染度が二十五パーセント以下でなければならない。ただし、細目告示第百六十一条第一項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる場合において、当該測定の前に細目告示別添百九に規定する方法により排出ガスの光吸収係数を測定した場合にあっては、当該光吸収係数が 0.80m^{-1} 以下であればよい。

119 細目告示第四十一条第一項第五号から第八号までの自動車（第一項の表の第三号に掲げる自動車並びに第八項、第十二項、第十七項から第二十項まで、第二十二項、第二十五項、第二十七項、第三十項、第三十一項、第三十三項、第三十四項、第三十七項、第三十八項、第四十三項、第四十四項、第四十七項、第四十八項、第五十四項及び第百十七項の自動車を除く。）については、平成二十二年九月三十日までの間、同条第一項第二十一号及び細目告示第百九十七条第一項第二号の規定にかかわらず、細目告示第五条第一号及び第百六十一条第一項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる場合において、細目告示別添四十六に規定する方法により測定する黒煙による汚染度が二十五パーセント以下であるときは、細目告示第四十一条第一項第二十一号イ及び第百九十七条第一項第二号イの規制値を超えないものとみなす。

120 細目告示第百十九条第一項第三号又は第四号の自動車（第一項の表の第三号に掲げる自動車並

道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示【2009.07.30】第28条に第八項、第十二項、第十七項から第二十項まで、第二十二項、第二十五項、第二十七項、第三十項、第三十一項、第三十三項、第三十四項、第三十七項、第三十八項、第四十三項、第四十四項、第四十七項、第四十八項及び第五十四項及び第百十八項の自動車を除く。)については、平成二十二年九月三十日までの間、第百九十七条第一項第二号の規定にかかわらず、細目告示第百六十一条第一項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる場合において、細目告示別添四十六に規定する方法により測定する黒煙による汚染度が二十五パーセント以下であるときは、細目告示第百九十七条第一項第二号イの規制値を超えないものとみなす。

- 121 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車及び小型自動車(型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。)であって、細目告示第四十一条第一項第一号の規定の適用を受ける窒素酸化物還元触媒付ガソリン直噴車のうち、平成十五年十月一日から平成二十二年八月三十一日までに製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成二十一年十月一日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)は、同号の規定にかかわらず、完成検査等の際、同別添四十一に規定するJ E O五モード法(以下単に「J E O五モード法」という。)により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素及び窒素酸化物の排出量をグラムで表した値(非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値)を、J E O五モード法により運行する場合に発生した仕事量をキロワット時で表した値でそれぞれ除して得た値の、当該自動車及びそれと同一の型式の自動車であって既に完成検査等を終了したすべてのものにおける平均値が、一酸化炭素については十六・〇、非メタン炭化水素については〇・二三、窒素酸化物については〇・七を超えないものであればよい。
- 122 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車及び小型自動車(型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)であって、細目告示第四十一条第一項第二号の規定の適用を受ける窒素酸化物還元触媒付ガソリン直噴車のうち、平成十五年十月一日から平成二十二年八月三十一日までに製作されたものは、同号及び第百十九条第一項第一号の規定にかかわらず、新規検査等の際、J E O五モード法により運行する場合に発生し、当該排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素及び窒素酸化物の排出量をグラムで表した値(非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値)を、J E O五モード法により運行する場合に発生した仕事量をキロワット時で表した値でそれぞれ除して得た値が、一酸化炭素については二十一・三、非メタン炭化水素については〇・三一、窒素酸化物については〇・九を超えないものであればよい。
- 123 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車(型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。)であって、細目告示第四十一条第一項第三号の規定の適用を受ける窒素酸化物還元触媒付ガソリン直噴車のうち、平成十八年十一月一日から平成二十二年八月三十一日までに製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって平成二十一年十月一日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)は、同号の規定にかかわらず、完成検査等の際、細目告示別添四十二に規定するJ C O八Hモード法(以下単に「J C O八Hモード法」という。)により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素及び窒素酸化物の走行距離一キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値(非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値)に〇・七五を乗じた値に、J C O八Cモード法により運行する場合に発生し、当該排気管から排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素及び窒素酸化物の走行距離一キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値(非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値)に〇・二五を乗じた値をそれぞれ加算した値の、当該自動車及びそれと同一の型式の自動車であって既に完成検査等を終了したすべてのものにおける平均値が、次の表の上欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表

道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示【2009.07.30】第28条の一酸化炭素、非メタン炭化水素及び窒素酸化物の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物
イ 専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車	一・一五	〇・〇五	〇・〇五
ロ 車両総重量が一・七トン以下の普通自動車又は小型自動車であって、イに掲げるもの以外のもの	一・一五	〇・〇五	〇・〇五
ハ 車両総重量が三・五トン以下の普通自動車又は小型自動車であって、イ及びロに掲げるもの以外のもの	二・五五	〇・〇五	〇・〇七
ニ 軽自動車であって、イに掲げるもの以外のもの	四・〇二	〇・〇五	〇・〇五

124 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）であって、細目告示第四十一条第一項第四号の規定の適用を受ける窒素酸化物還元触媒付ガソリン直噴車のうち、平成十八年十一月一日から平成二十二年八月三十一日までに製作されたものを除く。）は、同号及び第百十九条第一項第二号の規定にかかわらず、新規検査等の際、JCO8Hモード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素及び窒素酸化物の走行距離一キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）に〇・七五を乗じた値に、JCO8Cモード法により運行する場合に発生し、当該排気管から排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素及び窒素酸化物の走行距離一キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）に〇・二五を乗じた値をそれぞれ加算した値が、次の表の上欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素及び窒素酸化物の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物
イ 専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車	一・九二	〇・〇八	〇・〇八
ロ 車両総重量が一・七トン以下の普通自動車又は小型自動車であって、イに掲げるもの以外のもの	一・九二	〇・〇八	〇・〇八
ハ 車両総重量が三・五トン以下の普通自動車又は小型自動車であって、イ及びロに掲げるもの以外のもの	四・〇八	〇・〇八	〇・一〇
ニ 軽自動車であって、イに掲げるもの以外のもの	六・六七	〇・〇八	〇・〇八

125 軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）であって、細目告示第四十一条第一項第五号に掲げる自動車のうち、平成十五年十月一日から平成二十二年八月三十一日（車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下のものにあつては、平成二十三年八月三十一日）までに製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であつて、平成二十一年十月一日（車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）は、同号の規定にかかわらず、完成検査等の際、次の基準に適合するものであればよい。

一 JE〇五モード法（ただし、粒子状物質の測定方法については、平成二十年改正告示による改正前の細目告示別添四十一の規定を適用するものとする。次項、第百二十九項及び第百三十項において同じ。）により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）を、JE

道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示【2009.07.30】第28条
 ○五モード法により運行する場合に発生した仕事量をキロワット時で表した値でそれぞれ除して得た値の、当該自動車及びそれと同一の型式の自動車であって既に完成検査等を終了したすべてのものにおける平均値が、一酸化炭素については二・二二、非メタン炭化水素については〇・一七、窒素酸化物については二・〇、粒子状物質については〇・〇二七を超えないものであること。

二 平成二十年改正告示による改正前の細目告示別添四十五に規定する黒煙四モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合いが二十五パーセント以下であること。

126 軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）であって、細目告示第四十一条第一項第六号に掲げる自動車のうち、平成十五年十月一日から平成二十二年八月三十一日（車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下のもの）にあつては、平成二十三年八月三十一日）までに製作されたものは、同号及び第百十九条第一項第三号の規定にかかわらず、新規検査等の際、次の基準に適合するものであればよい。

一 J E O五モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）をJ E O五モード法により運行する場合に発生した仕事量をキロワット時で表した値でそれぞれ除して得た値が、一酸化炭素については二・九五、非メタン炭化水素については〇・二三、窒素酸化物については二・七、粒子状物質については〇・〇三六を超えないものであること。

二 平成二十年改正告示による改正前の細目告示別添四十五に規定する黒煙四モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合いが二十五パーセント以下であること。

127 軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）であって、細目告示第四十一条第一項第七号に掲げる自動車のうち、平成十八年十一月一日から平成二十二年八月三十一日（車両総重量が一・七トンを超え二・五トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のものを除く。））にあつては、平成二十三年八月三十一日）までに製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であつて平成二十一年十月一日（車両総重量が一・七トンを超え二・五トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のものを除く。））にあつては、平成二十二年十月一日）以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）は、同号の規定にかかわらず、完成検査等の際、次の基準に適合するものであればよい。

一 J C O八Hモード法（ただし、粒子状物質の測定方法については、平成二十年改正告示による改正前の細目告示別添四十二の規定を適用するものとする。次項、第百三十一項及び第百三十二項において同じ。）により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離一キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）に〇・七五を乗じた値に、J C O八Cモード法により運行する場合に発生し、当該排気管から排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離一キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）に〇・二五を乗じた値をそれぞれ加算した値の、当該自動車及びそれと同一の型式の自動車であつて既に完成検査等を終了したすべてのものにおける平均値が、次の表の上欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。

自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
--------	-------	----------	-------	-------

イ 専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通自動車又は小型自動車であって、車両重量が千二百六十五キログラム以下のもの	〇・六三	〇・〇二四	〇・一四	〇・〇一三
ロ 専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通自動車又は小型自動車であって、イに掲げるもの以外のもの	〇・六三	〇・〇二四	〇・一五	〇・〇一四
ハ 車両総重量が一・七トン以下の普通自動車又は小型自動車であって、イ及びロに掲げるもの以外のもの	〇・六三	〇・〇二四	〇・一四	〇・〇一三
ニ 車両総重量が三・五トン以下の普通自動車又は小型自動車であって、イからハマまでに掲げるもの以外のもの	〇・六三	〇・〇二四	〇・二五	〇・〇一五

二 平成二十年改正告示による改正前の細目告示別添四十五に規定する黒煙四モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合いが二十五パーセント以下であること。

128 軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）であって、細目告示第四十一条第一項第八号に掲げる自動車のうち、平成十八年十一月一日から平成二十二年八月三十一日（車両総重量が一・七トンを超え二・五トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のものを除く。））にあつては、平成二十三年八月三十一日）までに製作されたものは、同号及び第百十九条第一項第四号の規定にかかわらず、新規検査等の際、次の基準に適合するものであればよい。

一 J C O 八 H モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離一キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）に〇・七五を乗じた値に、J C O 八 C モード法により運行する場合に発生し、当該排気管から排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離一キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）に〇・二五を乗じた値をそれぞれ加算した値が、次の表の上欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。

自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
イ 専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通自動車又は小型自動車であって、車両重量が千二百六十五キログラム以下のもの	〇・八四	〇・〇三二	〇・一九	〇・〇一七
ロ 専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通自動車又は小型自動車であって、イに掲げるもの以外のもの	〇・八四	〇・〇三二	〇・二〇	〇・〇一九
ハ 車両総重量が一・七トン以下の普通自動車又は小型自動車であって、イ及びロに掲げるもの以外のもの	〇・八四	〇・〇三二	〇・一九	〇・〇一七
ニ 車両総重量が三・五トン以下の普通自動車又は小型自動車であって、イからハマまでに掲げるもの以外のもの	〇・八四	〇・〇三二	〇・三三	〇・〇二〇

道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示【2009.07.30】第28条
 二 平成二十年改正告示による改正前の細目告示別添四十五に規定する黒煙四モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合が二十五パーセント以下であること。

129 ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外を燃料とする普通自動車及び小型自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）であって、細目告示第四十一条第一項第九号に掲げる自動車のうち、平成十五年十月一日から平成二十二年八月三十一日（車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下のものにあつては、平成二十三年八月三十一日）までに製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であつて平成二十一年十月一日（車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）は、同号の規定にかかわらず、完成検査等の際、J E O五モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）を、J E O五モード法により運行する場合に発生した仕事量をキロワット時で表した値でそれぞれ除して得た値の、当該自動車及びそれと同一の型式の自動車であつて既に完成検査等を終了したすべてのものにおける平均値が、一酸化炭素については十六・〇、非メタン炭化水素については〇・二三、窒素酸化物については二・〇、粒子状物質については〇・〇二七を超えないものであればよい。

130 ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外を燃料とする普通自動車及び小型自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）であつて、細目告示第四十一条第一項第十号に掲げる自動車のうち、平成十五年十月一日から平成二十二年八月三十一日（車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下のものにあつては、平成二十三年八月三十一日）までに製作されたものは、同号及び第百十九条第一項第五号の規定にかかわらず、新規検査等の際、J E O五モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）を、J E O五モード法により運行する場合に発生した仕事量をキロワット時で表した値でそれぞれ除して得た値が、一酸化炭素については二一・三、非メタン炭化水素については〇・三一、窒素酸化物については二・七、粒子状物質については〇・〇三六を超えないものであればよい。

131 ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外を燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）であつて、細目告示第四十一条第一項第十一号に掲げる自動車のうち、平成十八年十一月一日から平成二十二年八月三十一日までに製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であつて平成二十一年十月一日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）は、同号の規定にかかわらず、完成検査等の際、J C O八Hモード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離一キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）に〇・七五を乗じた値に、J C O八Cモード法により運行する場合に発生し、当該排気管から排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離一キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）に〇・二五を乗じた値をそれぞれ加算した値の、当該自動車及びそれと同一の型式の自動車であつて既に完成検査等を終了したすべてのものにおける平均値が、次の表の上欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭	窒素酸化物	粒子状物質
--------	-------	-------	-------	-------

		化水素		
イ 専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車であって、車両重量が千二百六十五キログラム以下のもの	一・一五	〇・〇五	〇・一四	〇・〇一三
ロ 専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車であって、イに掲げるもの以外のもの	一・一五	〇・〇五	〇・一五	〇・〇一四
ハ 車両総重量が一・七トン以下の普通自動車又は小型自動車であって、イ及びロに掲げるもの以外のもの	一・一五	〇・〇五	〇・一四	〇・〇一三
ニ 車両総重量が三・五トン以下の普通自動車又は小型自動車であって、イからハマまでに掲げるもの以外のもの	二・五五	〇・〇五	〇・二五	〇・〇一五
ホ 軽自動車であって、イ及びロに掲げるもの以外のもの	四・〇二	〇・〇五	〇・一五	〇・〇一四

132 ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外を燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）であって、細目告示第四十一条第一項第十二号に掲げる自動車のうち、平成十八年十一月一日から平成二十二年八月三十一日までに製作されたものは、同号及び第百十九条第一項第六号の規定にかかわらず、新規検査等の際、JCO八Hモード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離一キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）に〇・七五を乗じた値に、JCO八Cモード法により運行する場合に発生し、当該排気管から排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離一キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）に〇・二五を乗じた値をそれぞれ加算した値が、次の表の上欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
イ 専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車であって、車両重量が千二百六十五キログラム以下のもの	一・九二	〇・〇八	〇・一九	〇・〇一七
ロ 専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車であって、イに掲げるもの以外のもの	一・九二	〇・〇八	〇・二〇	〇・〇一九
ハ 車両総重量が一・七トン以下の普通自動車又は小型自動車であって、イ及びロに掲げるもの以外のもの	一・九二	〇・〇八	〇・一九	〇・〇一七
ニ 車両総重量が三・五トン以下の普通自動車又は小型自動車であって、イからハマまでに掲げるもの以外のもの	四・〇八	〇・〇八	〇・三三	〇・〇二〇
ホ 軽自動車であって、イ及びロに掲げるもの以外のもの	六・六七	〇・〇八	〇・二〇	〇・〇一九

133 ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外を燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車（型

道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示【2009.07.30】第28条式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）であって、細目告示第四十一条第一項第十一号に掲げる自動車のうち、平成二十年三月二十五日から平成二十五年二月二十八日までに製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって平成二十三年四月一日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）は、同号の規定にかかわらず、完成検査等の際、十・十五モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離一キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）に〇・七五を乗じた値に、J C〇八Cモード法により運行する場合に発生し、当該排気管から排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離一キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）に〇・二五を乗じた値をそれぞれ加算した値の、当該自動車及びそれと同一の型式の自動車であつて既に完成検査等を終了したすべてのものにおける平均値が、次の表の上欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
イ 専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車	一・一五	〇・〇五	〇・〇八	〇・〇〇五
ロ 車両総重量が一・七トン以下の普通自動車又は小型自動車であつて、イに掲げるもの以外のもの	一・一五	〇・〇五	〇・〇八	〇・〇〇五
ハ 車両総重量が三・五トン以下の普通自動車又は小型自動車であつて、イ及びロに掲げるもの以外のもの	二・五五	〇・〇五	〇・一五	〇・〇〇七
ニ 軽自動車であつて、イに掲げるもの以外のもの	四・〇二	〇・〇五	〇・〇八	〇・〇〇五

134 ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外を燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）であつて、細目告示第四十一条第一項第十二号に掲げる自動車のうち、平成二十年三月二十五日から平成二十五年二月二十八日までに製作されたものは、同号及び第百十九条第一項第六号の規定にかかわらず、新規検査等の際、十・十五モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離一キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）に〇・七五を乗じた値に、J C〇八Cモード法により運行する場合に発生し、当該排気管から排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離一キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）に〇・二五を乗じた値をそれぞれ加算した値が、次の表の上欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
イ 専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車	一・九二	〇・〇八	〇・一一	〇・〇〇七
ロ 車両総重量が一・七トン以下の普通自動車又	一・九二	〇・〇八	〇・一一	〇・〇〇七

は小型自動車であって、イに掲げるもの以外のもの				
ハ 車両総重量が三・五トン以下の普通自動車又は小型自動車であって、イ及びロに掲げるもの以外のもの	四・〇八	〇・〇八	〇・二〇	〇・〇〇九
ニ 軽自動車であって、イに掲げるもの以外のもの	六・六七	〇・〇八	〇・一一	〇・〇〇七

135 第百四項及び第百五項、第百十項及び第百十一項並びに第百二十五項から第百二十八項までに規定する自動車については、細目告示第四十一条第一項第二十一号、第百十九条第一項第十二号及び第百九十七条第一項第二号の規定にかかわらず、同告示別添百九に規定する方法により測定する排出ガスの光吸収係数が 0.80m^{-1} 以下であればよい。

136 細目告示第四十一条第一項第三号、第七号及び第十一号に掲げる自動車であって平成二十一年七月三十一日以前に製作された自動車については、細目告示別添四十二の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十一年国土交通省告示第八百二十三号）による改正前の細目告示別添四十二の基準に適合するものであればよい。

別表第一（ガソリン十三モード）

運転条件	係数
原動機を無負荷運転している状態	○・一五七
原動機を最高出力時の回転数の四十パーセントの回転数でその負荷を全負荷の四十パーセントにして運転している状態	○・〇三六
原動機を最高出力時の回転数の四十パーセントの回転数でその負荷を全負荷の六十パーセントにして運転している状態	○・〇三九
原動機を無負荷運転している状態	○・一五七
原動機を最高出力時の回転数の六十パーセントの回転数でその負荷を全負荷の二十パーセントにして運転している状態	○・〇八八
原動機を最高出力時の回転数の六十パーセントの回転数でその負荷を全負荷の四十パーセントにして運転している状態	○・一一七
原動機を最高出力時の回転数の八十パーセントの回転数でその負荷を全負荷の四十パーセントにして運転している状態	○・〇五八
原動機を最高出力時の回転数の八十パーセントの回転数でその負荷を全負荷の六十パーセントにして運転している状態	○・〇二八
原動機を最高出力時の回転数の六十パーセントの回転数でその負荷を全負荷の六十パーセントにして運転している状態	○・〇六六
原動機を最高出力時の回転数の六十パーセントの回転数でその負荷を全負荷の八十パーセントにして運転している状態	○・〇三四
原動機を最高出力時の回転数の六十パーセントの回転数でその負荷を全負荷の九十五パーセントにして運転している状態	○・〇二八
原動機を最高出力時の回転数の四十パーセントの回転数でその負荷を全負荷の二十パーセントにして運転している状態	○・〇九六
原動機を最高出力時の回転数の四十パーセントの回転数でその負荷を全負荷の二十パーセントにして運転している状態から気化器の絞り弁を全閉にして最高出力時の回転数の二十パーセントの回転数に減速運転している状態（この場合において、原動機を最高出力時の回転数の四十パーセントの回転数から二十パーセントの回転数に減速するのに要する時間は十秒間とする。）	○・〇九六

運転条件	係数
原動機を無負荷運転している状態	○・二〇五
原動機を最高出力時の回転数の四十パーセントの回転数でその負荷を全負荷の二十パーセントにして運転している状態	○・〇三七
原動機を最高出力時の回転数の四十パーセントの回転数でその負荷を全負荷の四十パーセントにして運転している状態	○・〇二七
原動機を無負荷運転している状態	○・二〇五
原動機を最高出力時の回転数の六十パーセントの回転数でその負荷を全負荷の二十パーセントにして運転している状態	○・〇二九
原動機を最高出力時の回転数の六十パーセントの回転数でその負荷を全負荷の四十パーセントにして運転している状態	○・〇六四
原動機を最高出力時の回転数の八十パーセントの回転数でその負荷を全負荷の四十パーセントにして運転している状態	○・〇四一
原動機を最高出力時の回転数の八十パーセントの回転数でその負荷を全負荷の六十パーセントにして運転している状態	○・〇三二
原動機を最高出力時の回転数の六十パーセントの回転数でその負荷を全負荷の六十パーセントにして運転している状態	○・〇七七
原動機を最高出力時の回転数の六十パーセントの回転数でその負荷を全負荷の八十パーセントにして運転している状態	○・〇五五
原動機を最高出力時の回転数の六十パーセントの回転数でその負荷を全負荷の九十五パーセントにして運転している状態	○・〇四九
原動機を最高出力時の回転数の八十パーセントの回転数でその負荷を全負荷の八十パーセントにして運転している状態	○・〇三七
原動機を最高出力時の回転数の六十パーセントの回転数でその負荷を全負荷の五パーセントにして運転している状態	○・一四二